

大垣市一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年 3 月

大 垣 市

目 次

第 1 章	一般廃棄物処理基本計画の概要	1
第 1 節	計画改定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	3
第 3 節	計画で扱う廃棄物の範囲	5
第 4 節	計画の期間	6
第 2 章	前計画の実績	7
第 1 節	ごみ処理基本計画	7
第 2 節	生活排水処理基本計画	17
第 3 章	ごみ処理基本計画	20
第 1 節	ごみ処理の現状	20
第 2 節	ごみ処理の実績	28
第 3 節	ごみ処理の基本的な考え方	57
第 4 章	生活排水処理基本計画	81
第 1 節	生活排水処理の現状	81
第 2 節	生活排水処理の実績	88
第 3 節	生活排水処理の基本的な考え方	92

第5章 一般廃棄物処理基本計画の推進 98

第1節 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮 98

第2節 計画の推進と公表 99

資 料 100

1 策定の経過 100

2 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 101

3 大垣市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 106

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画改定の趣旨

私たちは、大量生産、大量消費の経済活動から、大量廃棄型の社会を形成し、物質的な豊かさや利便性を手に入れてきました。

その一方で、環境負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化など、人類の存続基盤に関わる地球規模での環境問題に直面しています。

このため、国では「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を進めています。

こうした中、本市では、平成28年3月に策定した「大垣市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）により、ごみの排出抑制の向上や資源化の推進を掲げ、ごみ減量に努めてきたほか、下水道の普及や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水の適切な処理を進めてきました。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGsは、先進国、途上国すべての国を対象に、経済、社会、環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169の達成基準から構成されています。

これらは、貧困や飢餓から、環境問題、経済成長、ジェンダーまで広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年（令和12年）までに達成することが目標とされています。

こうしたことから、さらに廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会の形成を進めるため、前計画の施策と目標値を見直し、「大垣市一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

〔SDGsの17の目標〕



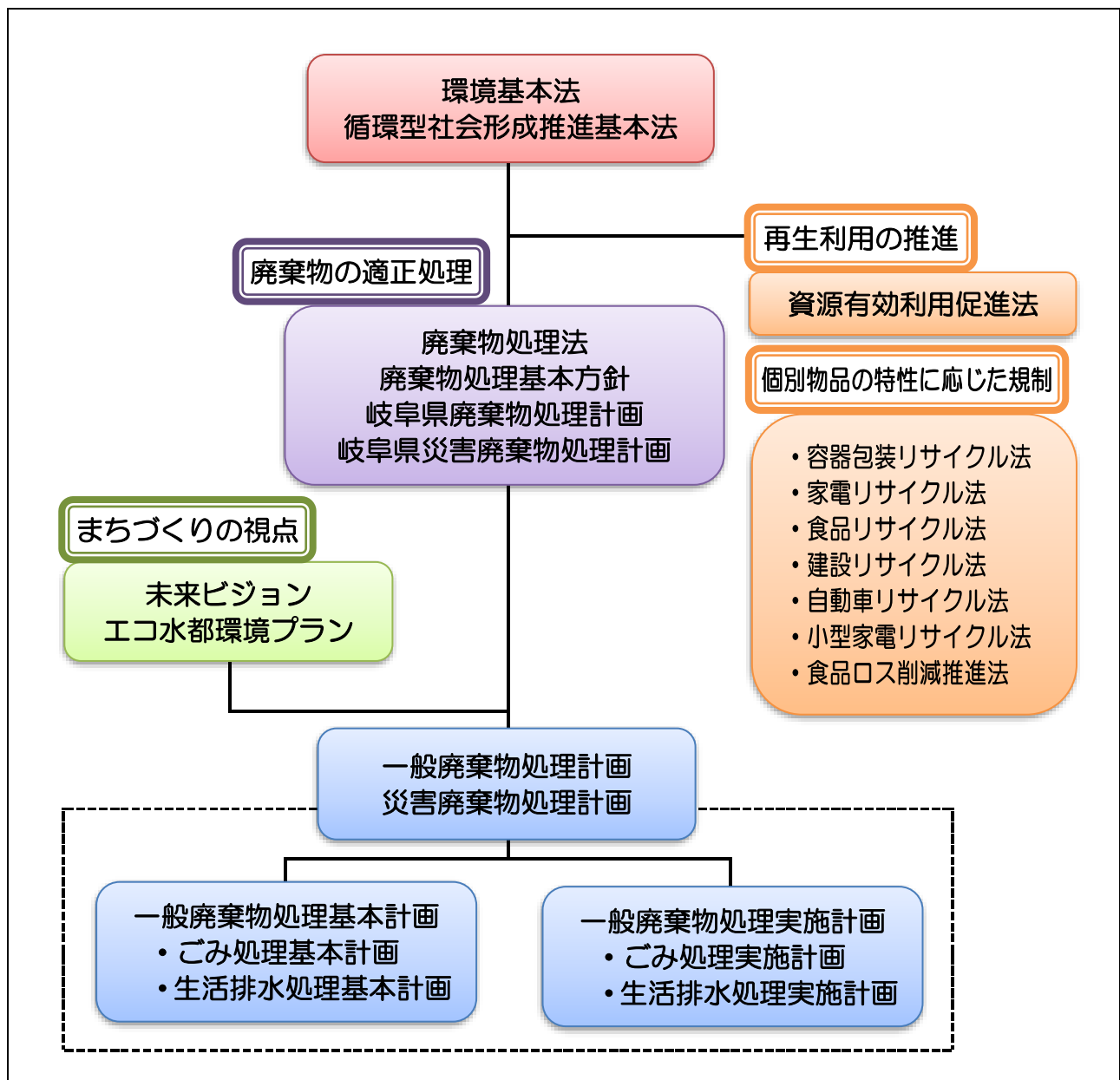
第2節 計画の位置づけ

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、市町村が生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、区域内の一般廃棄物の適正な処理、処分を行うために策定する一般廃棄物処理計画の基本的な方針となるものです。

また、ごみの発生から最終処分までに必要な基本的事項を定める「ごみ処理基本計画」と生活排水、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項を定める「生活排水処理基本計画」で構成されています。

なお、計画の位置づけ及びSDGsの関連項目は、以下のとおりです。

〔計画の位置づけ〕



〔SDGsの関連項目〕

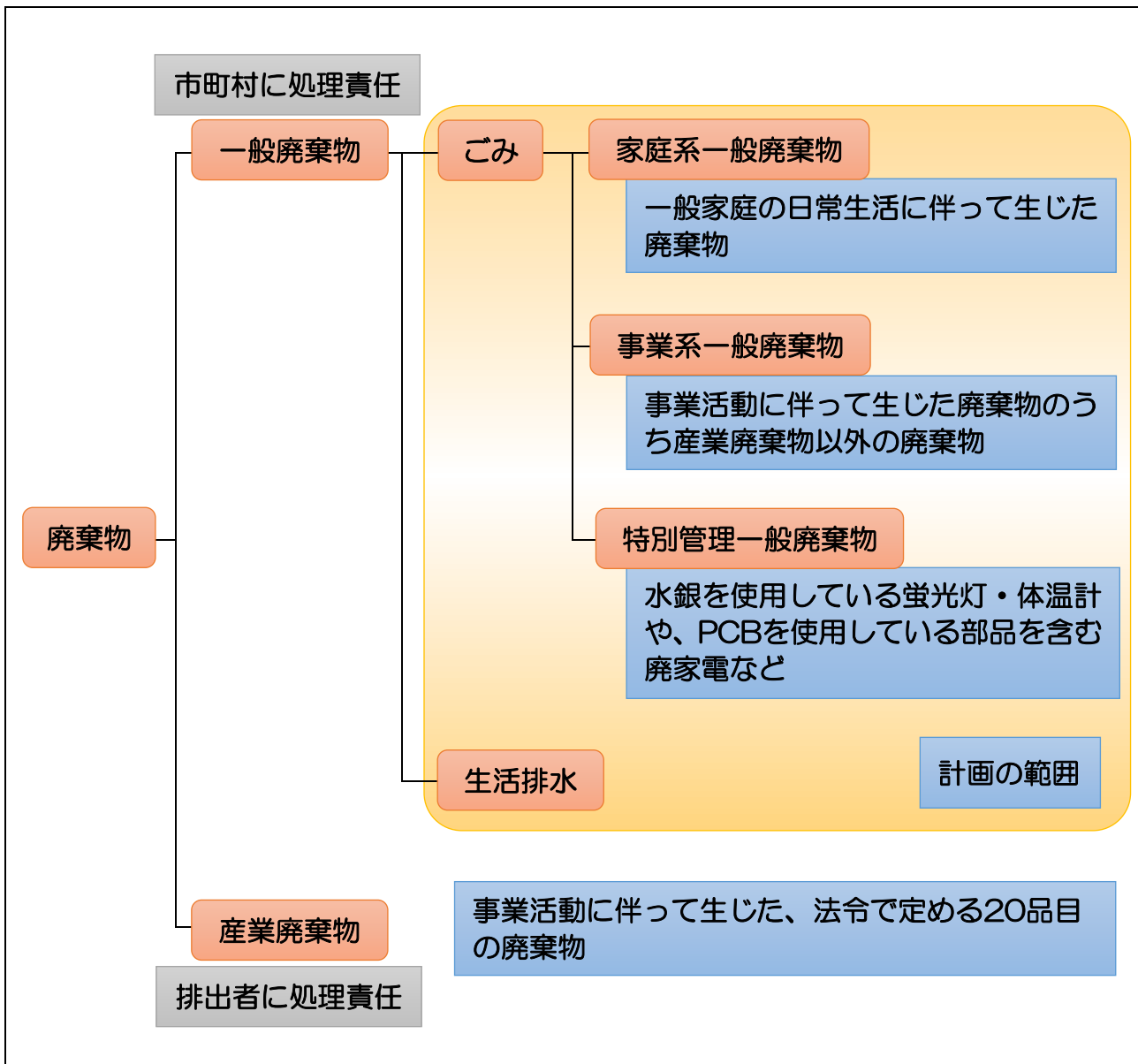
	6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

第3節 計画で扱う廃棄物の範囲

この計画で扱う廃棄物の範囲は、以下のとおりです。

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物をこの計画の範囲とします。

〔廃棄物の種類と計画の範囲〕



第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から12年度までの10年間とし、令和7年度を中間年次とします。

なお、国のごみ処理基本計画策定指針に示される5年ごとの改定を行うため、中間年次である令和7年度に計画を見直します。

〔計画の期間〕

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	～ ～	R12 2030
一般廃棄物処理基本計画	改定	改定							
未来ビジョン									

第2章 前計画の実績

第1節 ごみ処理基本計画

1 前計画の目標

前計画で定めた目標の達成状況は、以下のとおりです。

〔前計画の目標値と実績〕

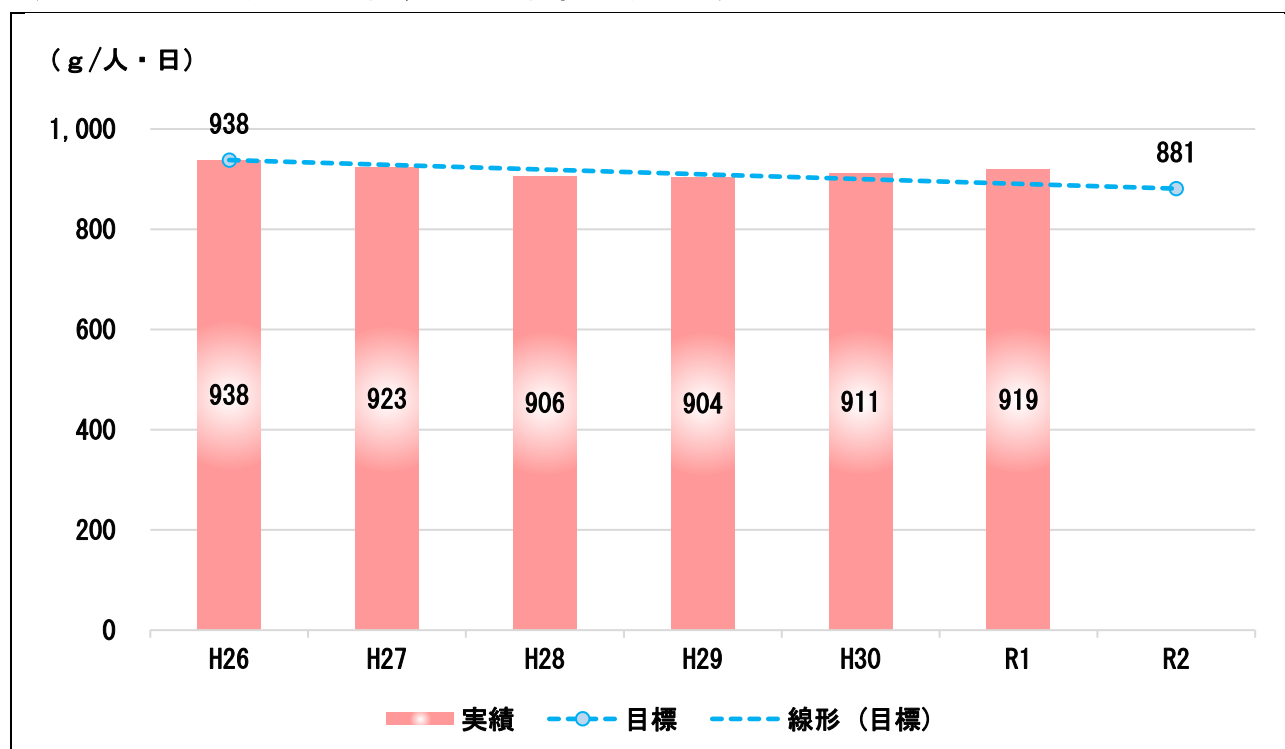
項目	実績値		目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
一人一日当たりのごみ 総排出量（g/人・日）	938	919	881
収集ごみ一人一日当 たりの排出量（g/人・日）	480	464	446
資源化率（％）	22.7	19.6	22.7
最終処分量（t）	3,037	2,579	4,500

(1) 一人一日当たりのごみ総排出量

一人一日当たりのごみ総排出量は、平成29年度までは減少したものの、その後は徐々に増加し、令和元年度実績は、919 g / 人・日になっています。

令和2年度の目標達成は、難しい状況です。

〔一人一日当たりのごみ総排出量の目標達成状況〕

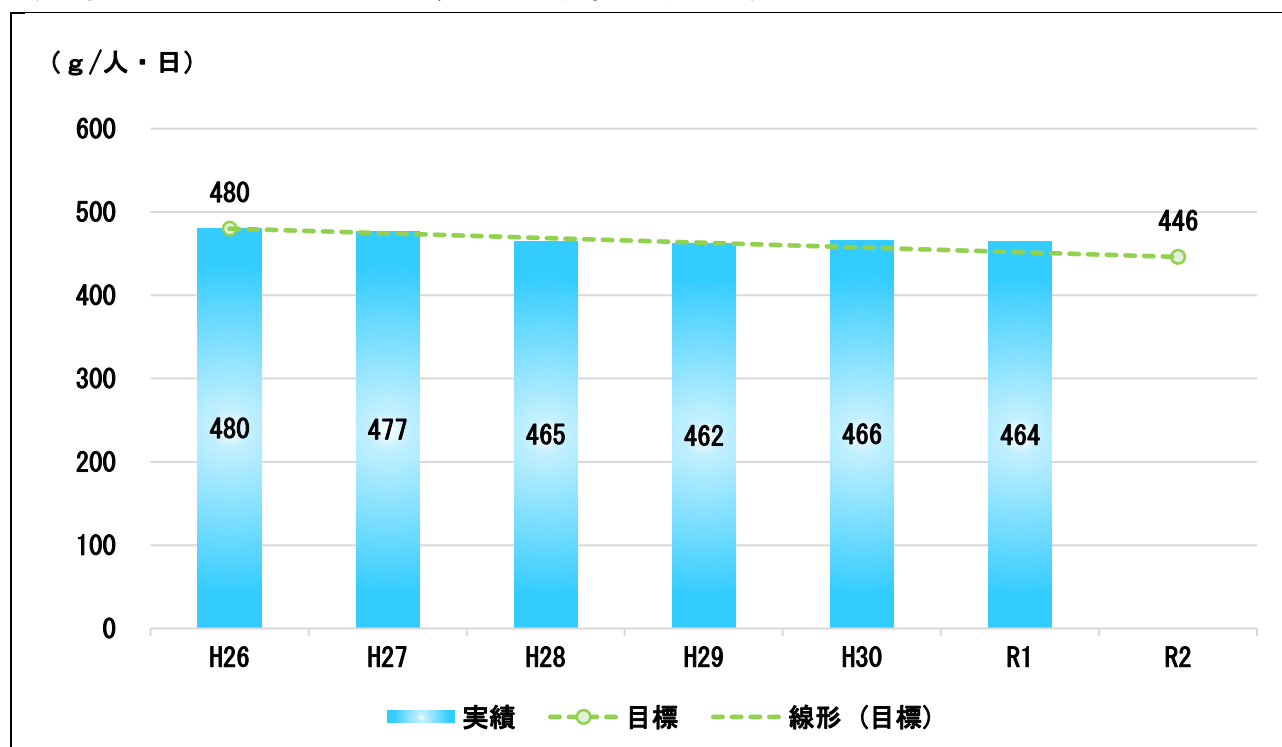


(2) 収集ごみ一人一日当たりの排出量

収集ごみ一人一日当たりの排出量は、平成29年度までは減少したものの、その後は増加、横ばい傾向で、令和元年度実績は、464 g/人・日になっています。

令和2年度の目標達成は、難しい状況です。

〔収集ごみ一人一日当たりの排出量の目標達成状況〕

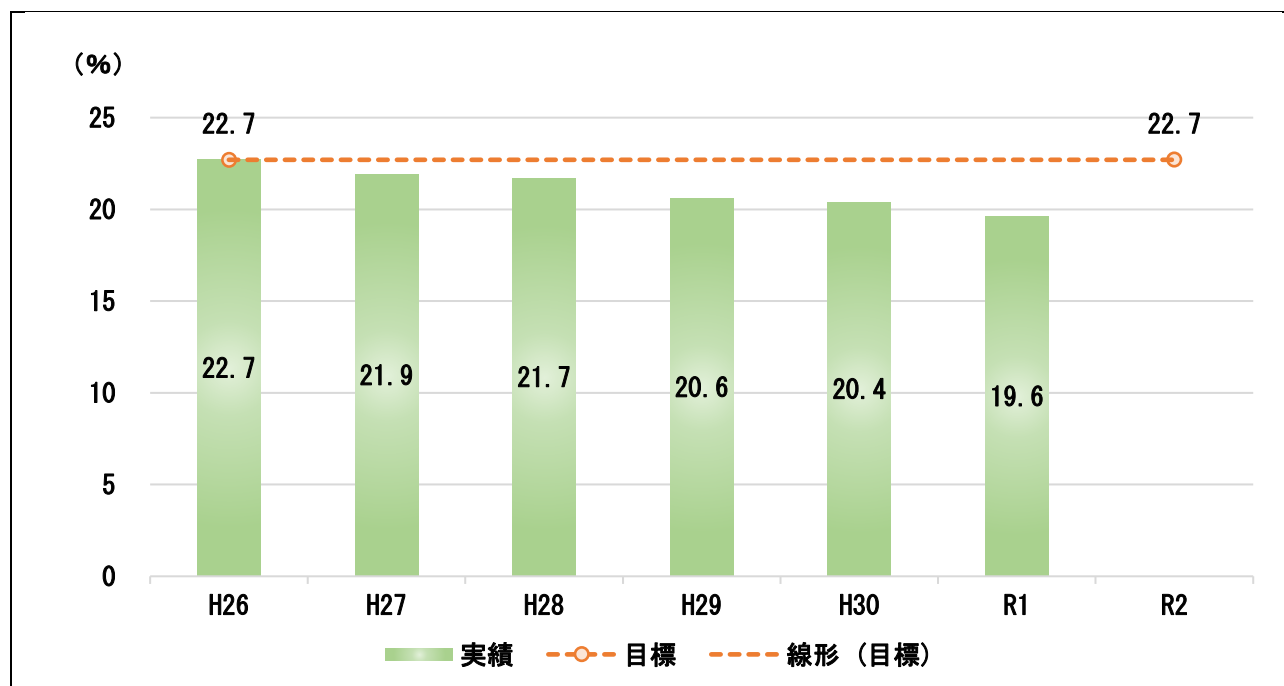


(3) 資源化率

資源化率は、平成26年度以降横ばい、減少傾向で、令和元年度実績は、19.6%となっており、令和2年度の目標達成は、難しい状況です。

これは、民間事業者のリサイクルボックスなどへの排出が増加したことなどにより、市が把握できる資源量が減ったことによるものと考えられます。

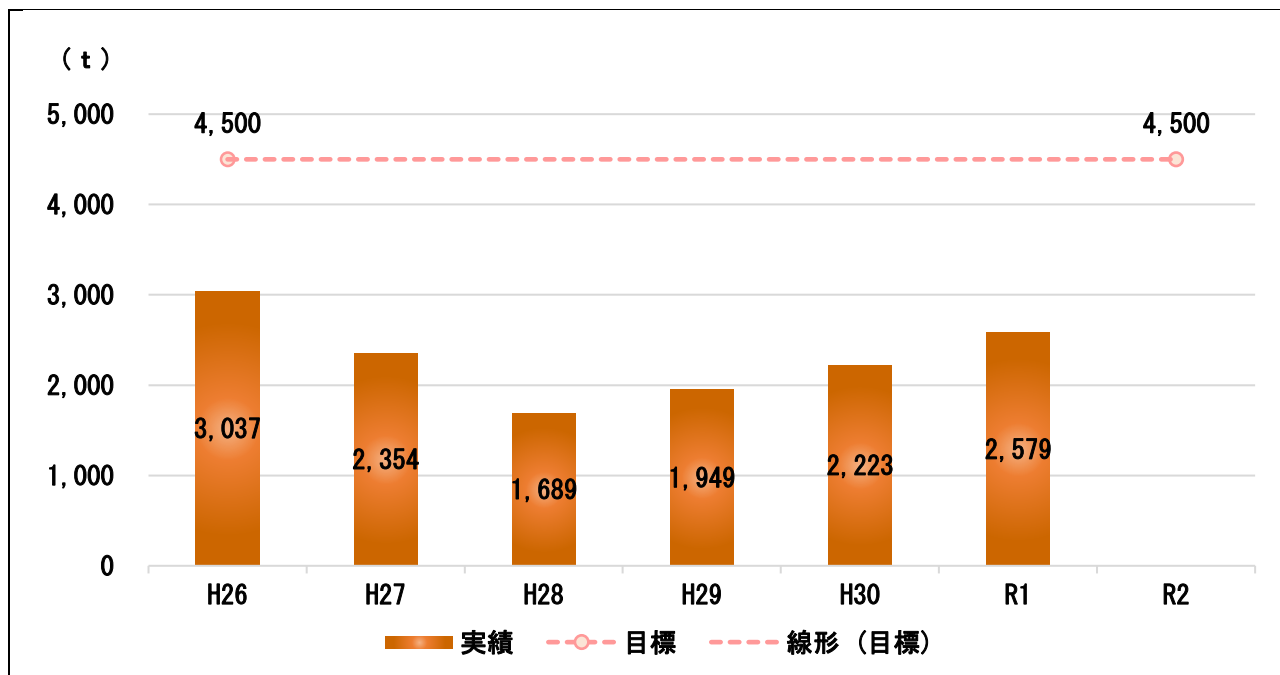
〔資源化率の目標達成状況〕



(4) 最終処分量

最終処分量は、平成28年度までは減少したものの、その後徐々に増加し、令和元年度実績は、2,579 t となっており、令和2年度の目標を達成できる見込みです。

〔最終処分量の目標達成状況〕



2 前計画の施策の実施状況

(1) 減量化・資源化計画

施策1 各種普及啓発

施策の概要	実施内容
① 環境市民フェスティバル等イベントやメディアを利用して4Rを普及啓発します。また、広く啓発する方法等について検討します。	大垣市環境市民フェスティバルにブースを設置し、資源化の推進啓発を行ったほか、平成30年11月に「大垣市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、ごみ排出時の利便性を高めました。
② リサイクルプラザ「クルクルワールド」で各種事業を実施し、ごみの減量化やリサイクルの推進を普及啓発します。	大型ごみとして排出されたもののうち、再利用が可能なものを選び、希望者に販売しました。
③ 小中学校と連携して、ごみに関する環境学習の場を提供します。	市内小学校4年生の児童を対象としたクリーンセンターの施設見学会を実施しました。
④ ごみの分別説明会や各種リサイクル教室等を継続的に開催します。	市内自治会等を対象としたごみ分別出前講座を実施しました。
⑤ 家庭から排出されるもえるごみの中に多く含まれている「雑がみ」の資源化を啓発します。	雑がみの分別チラシを全戸配布するとともに広報おおがきや市ホームページで啓発しました。

施策2 各種助成

施策の概要	実施内容
① 資源分別回収の奨励、ダンボールコンポストや生ごみ処理機等の購入を補助します。	資源分別回収事業奨励金、ダンボールコンポスト普及推進事業や生ごみ処理機等購入費補助金交付事業を実施しました。
② 剪定枝粉碎機貸出事業を、継続的に実施します。	貸出事業を継続実施しました。実績198件
③ 奨励金や報奨金制度の見直しを検討します。	自治会や各団体へ交付する資源回収奨励金を6円から4円に見直しました。

施策3 ごみ処理料金制度の見直し

施策の概要	実施内容
① シール配布枚数の検討やごみ処理料金制度の見直しを検討します。	ごみの減量化のため、シール配布枚数の見直しや、現行制度について周辺市町の状況を調査しました。
② クリーンセンターに搬入される事業系もえるごみの適正な処理手数料について、調査・研究します。	公表資料などを使い、調査・研究しました。

施策4 事業者への減量・資源化指導

施策の概要	実施内容
① 許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適切な排出事業者には個別指導を実施します。	許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適切な排出事業者には個別指導を実施しました。
② 「事業所用ごみ減量アクションプログラム」について、随時見直しを行うとともに、事業所指導時に配布し活用します。	大規模事業所調査や小規模事業者アンケートの実施の際、ごみ減量について啓発しました。
③ 事業者から提出された「一般廃棄物減量計画書」や「一般ごみ排出調査票」を精査し、継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。	事業者に調査依頼し、前年と比べ、計画内容に著しい変化があれば調査、指導しました。

施策5 新たな資源化品目の検討・拡大

施策の概要	実施内容
① 主に市施設から回収している廃食用油の再生利用事業を継続実施するとともに、一般家庭の廃食用油の回収も検討します。	家庭から排出される廃食用油の拠点回収を実施しました。
② 剪定枝の資源化方法について、調査・研究を行います。	資源化方法について調査・研究を行いました。

施策6 資源化率の向上

施策の概要	実施内容
① リサイクルセンター等で実施している資源ごみの拠点回収について、回収品目の見直しや回収場所の拡大を検討します。	平成28年度から「雑がみ」の拠点回収を開始し、平成30年度から「小型家電」の拠点回収を開始し資源化を推進しました。
② 家庭から排出されるもえるごみに含まれる資源ごみを把握するため、ごみ排出状況調査の実施を検討します。	家庭系ごみの組成分析（18組成）を実施し、排出状況を調査しました。

施策7 がれき類搬入検査の継続

施策の概要	実施内容
① 上石津一般廃棄物最終処分場の「がれき類」受け入れについて、産業廃棄物等の不適正搬入防止策を継続します。	搬入許可申請時や処分場において、搬入物の確認を行い、分別指導を実施しました。

(2) 収集・運搬計画

施策1 収集運搬体制の見直し

施策の概要	実施内容
① 収集運搬経路の確認や流通業界の運搬効率化の事例を調査し、収集運搬体制の効率化に向け研究します。	地元自治会と調整してごみステーションの統合・移設を実施しました。 委託業者や許可業者と収集運搬体制の効率化について情報共有と意見交換を実施しました。

(3) 中間処理・最終処分計画

施策1 クリーンセンターの延命化・更新

施策の概要	実施内容
① 平成26年度から29年度までの工期で、クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施します。	施設の延命化を図るとともに、低炭素社会の実現に向け二酸化炭素削減対策を実施しました。 二酸化炭素排出量の削減実績13.5% (H29)

施策2 最終処分場の延命化・新設の検討

施策の概要	実施内容
① 最終処分場（荒川）の延命化を図るため、引き続き焼却残渣の資源化等を検討し、埋立処分量の減量に努めるとともに、新設に向け検討します。	平成30年度より再生処理業者を3社から4社とし、リスク分散及び埋立処分量の減量に努めました。 新設に向け用地の確保を進めました。

(4) その他の計画

施策1 不法投棄対策

施策の概要	実施内容
① 平日に実施している衛生パトロールについて、継続的に実施するとともに、監視体制の強化を図ります。	衛生パトロール車で不法投棄物等の回収を実施するとともに、常時市内を巡回して不法投棄の防止のための監視を実施しました。

施策2 持ち去り禁止条例制定の検討

施策の概要	実施内容
① ごみステーションでの金属類等の資源物を持ち去る行為について、条例による規制を検討します。	市民と協働し、早朝に集積所の確認を行いました。

施策3 高齢者等訪問収集の検討

施策の概要	実施内容
① ごみステーションへの排出が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象にした戸別収集を検討します。	戸別収集による支援、福祉サービスの一環としての支援、コミュニティの支援等について調査・研究を進めました。

第2節 生活排水処理基本計画

1 前計画の目標

前計画で定めた目標の達成状況は、以下のとおりです。

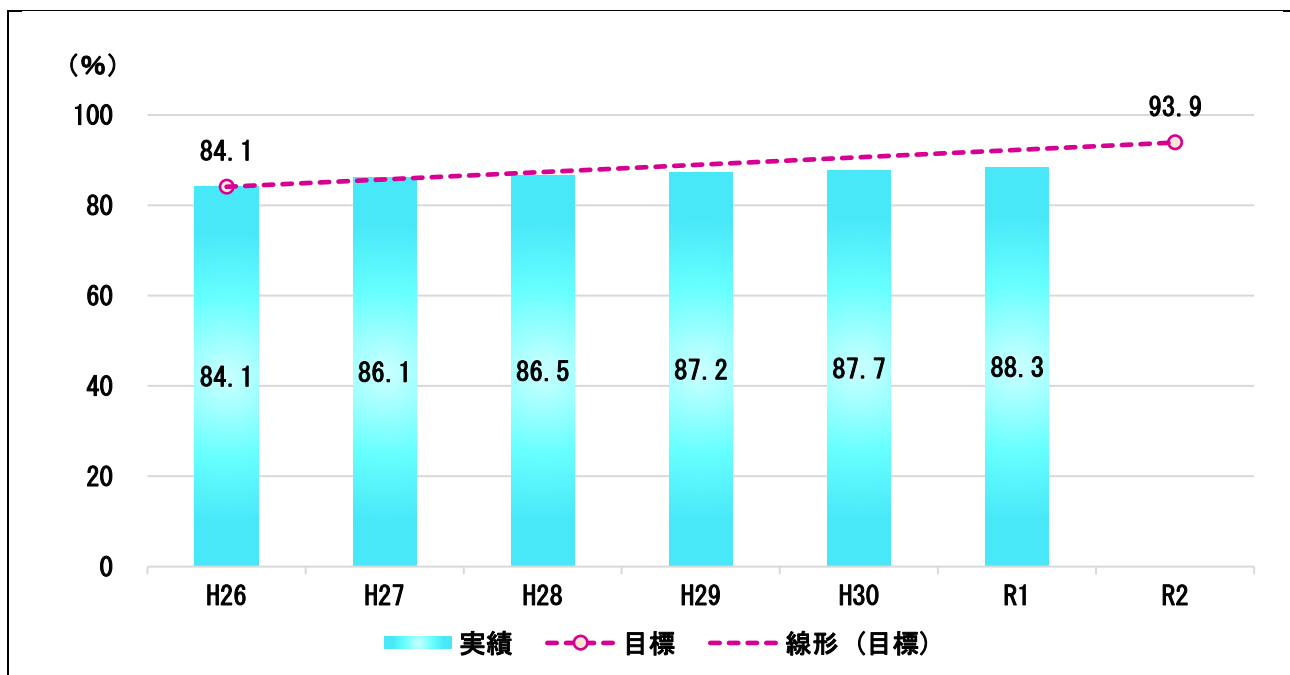
〔前計画の目標値と実績〕

項目	実績値		目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
生活排水処理率（％）	84.1	88.3	93.9

(1) 生活排水処理率

生活排水処理率は、年々増加しているものの、令和元年度実績は、88.3％であり、目標達成は、難しい状況です。

〔生活排水処理率の目標達成状況〕



2 前計画の施策の実施状況

(1) 減量化・資源化計画

施策1 下水道への接続の推進

施策の概要	実施内容
① 下水道処理区域内の住宅に対し、接続を誘導します。	下水道管の布設工事に先立って自治会ごとに説明会を実施し、供用開始後3年を目途に、未接続家庭に対し文書や訪問による普及促進を実施しました。

施策2 合併処理浄化槽への転換を図る補助金交付

施策の概要	実施内容
① 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を誘導します。	広報おおがきや市ホームページへの掲載で啓発活動を行い、補助対象となる合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付しました。

(2) 収集・運搬計画

施策1 し尿及び浄化槽汚泥の運搬

施策の概要	実施内容
① 現在の許可制度による適正な収集運搬体制を維持していきます。	許可業者へ許可証を発行し、適正な収集運搬体制の維持に努めました。

(3) 資源化計画・最終処分計画

施策1 処理汚泥の資源化

施策の概要	実施内容
① し尿処理工程から排出された汚泥などの資源化を進めます。	大垣衛生センターで処理した汚泥を、最終処理委託先においてセメント材などへの資源化に努めました。

施策2 最終処分量の削減

施策の概要	実施内容
① し渣の焼却処理、処理汚泥の資源化を進めます。	大垣衛生センターで処理した汚泥を、最終処理委託先においてセメント材などへ資源化し、最終処分量の削減に努めました。

(4) その他の計画

施策1 浄化槽の適正な維持管理の啓発活動

施策の概要	実施内容
① 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を指導権限のある県や関係業者と連携して行います。	広報おおがきや市ホームページ、チラシを活用し、浄化槽の適正な管理の啓発に努めました。

施策2 住民に対する広報・啓発活動

施策の概要	実施内容
① 広報紙などにより、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の普及啓発を行います。	広報おおがきや市ホームページ、チラシを活用し、啓発に努めました。

施策3 諸計画との整合

施策の概要	実施内容
① 関係機関との調整を図ります。	国及び本市の生活排水関連計画との整合性を図り、調整に努めました。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理区分の定義

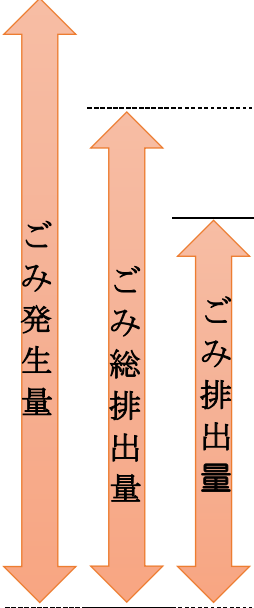
この計画では、市民及び事業者等によって排出されるすべての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかしながら、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による古紙等の資源回収、市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がされているものについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、自治会やPTAなどが行う資源分別回収によって回収された資源ごみ量を除いたものを「ごみ排出量」とし、「ごみ総排出量」から事業所や公共施設が排出した事業系ごみを除いたものを生活系ごみとします。

また、「ごみ排出量」から、資源ごみと事業系ごみを除いた、処理・処分が必要な「もえるごみ」、「もえないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」を家庭系ごみとします。

〔ごみ処理区分の定義〕

	潜在ごみ (数値の把握が困難なもの)		生ごみ堆肥化等の自家処理、民間事業者による資源回収や事業者の独自処理
	生活系ごみ	資源回収、古紙拠点回収	資源回収や古紙拠点回収により集められる資源ごみ
		資源ごみ	家庭から排出される本市が集める資源ごみ
		家庭系ごみ	もえるごみ もえないごみ、大型ごみ、有害ごみ
	事業系ごみ		事業所から排出されるごみ

2 分別区分

本市が収集・回収する生活系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

〔分別区分〕

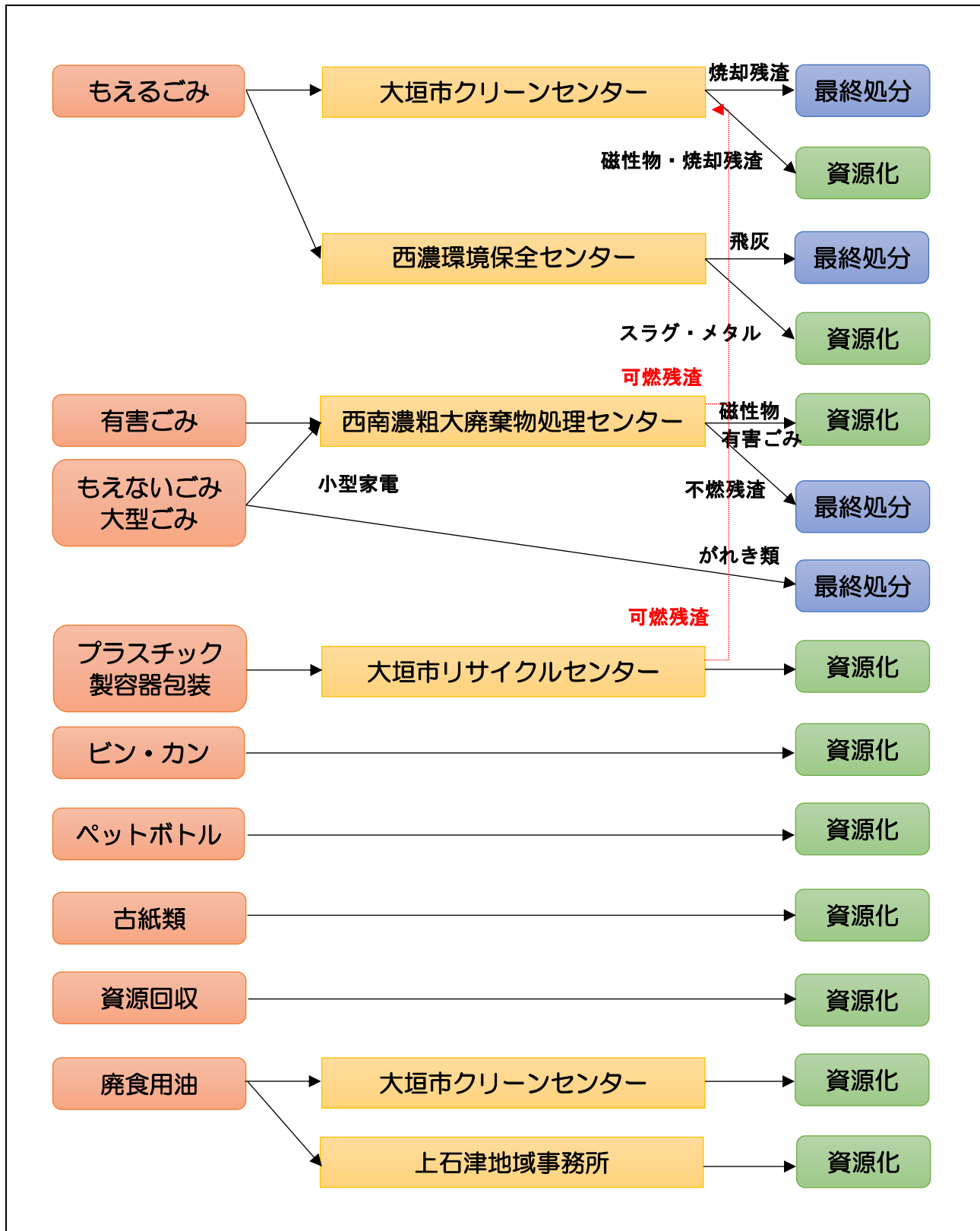
分別区分	種類
生活系ごみ	
家庭系ごみ	
もえるごみ	生ごみ、プラスチック・ビニール類、革製品、靴、ゴム製品、布団、毛布、敷物、草木など ※ 市長が指定する可燃ごみ用処理袋大及び小に入れて出すこと ※ 1辺30cm以内の大きさにすること
もえないごみ	小型の家電製品、ガラス類、陶磁器類、1辺が30cmを超えるプラスチック類、金属類など ※ 市長が指定する不燃ごみ用処理袋大及び小に、入れて出すこと ※ スプレー缶、カセットボンベ、ライター、モバイルバッテリー等は、発火性もえないごみとして袋に入れずに出すこと ※ 割れたガラス類や陶磁器類及び刃物類については、他のもえないごみとは区別し、適切に処理をした上で出すこと
大型ごみ	家具、家庭電化製品、自転車など ※ 「大型ごみ処理券」を貼り付けて出すこと
有害ごみ	蛍光灯・電球型蛍光灯、水銀の体温計、乾電池など ※ 袋に入れずに出すこと
資源ごみ	
ビン	無色のビン、茶色のビン、その他の色のビン ※ 洗ってからキャップやふた、ノズルなどを取って出すこと ※ 袋に入れずに出すこと ※ 乳白色のビン（軟膏のビンなど）、農薬が入っていたビン、ガラス類、陶磁器類やコップはもえないごみに出すこと
カン	飲食類で使用されたカン ※ 中身は空にし、袋に入れずに出すこと ※ 縦、横、高さの合計が75cmまで ※ 一斗缶、スプレー缶、灯油やペンキの缶はもえないごみに出すこと

分別区分		種類
	ペットボトル	 マークがついたもの ※ 洗ってから袋に入れずに出すこと ※ キャップはボトル・カップ・トレイ類へ
	プラスチック製容器包装	 マークがついた、ボトル・カップ・トレイ（パック）類 ※ 洗ってから袋に入れずに出すこと ※ 汚れが落ちないもの、アルミ製容器、ペットボトルは対象外
	資源回収	紙類（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールなど）、紙パック（牛乳やジュースなど）、繊維類（衣類、カーテンなど）、アルミ缶

3 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、以下のとおりです。

〔本市のごみ処理フロー〕



4 収集運搬体制

本市のごみの収集・運搬体制は、以下のとおりです。

〔収集・運搬体制〕

項目	収集形態	収集頻度	収集方法
もえるごみ	直営・委託	週2回	ステーション
もえないごみ		月1回	
大型ごみ	直営	予約制	戸別回収
有害ごみ	直営・委託	月1回	ステーション
資源ごみ			
ビン	直営・委託	月1回	ステーション
カン	委託		
ペットボトル	委託		
プラスチック製容器包装	直営・委託	月2回	
古紙類	直営	随時	ステーション 拠点回収
小型家電	直営		
廃食用油	委託		

5 中間処理の方法

本市のごみの中間処理の方法は、以下のとおりです。

〔中間処理の方法〕

項目	処理施設	処理方法
もえるごみ	クリーンセンター	焼却処理
	西濃環境保全センター	
もえないごみ	西南濃粗大廃棄物処理センター	破碎、選別後に、可燃残渣、有価物、不燃残渣に分類し、それぞれ焼却処理、資源化、埋め立て処分
大型ごみ		
有害ごみ		資源再生業者へ引き渡し
資源ごみ		
ビン・カン	－	収集後、資源再生業者へ引き渡し
ペットボトル		減容処理後、資源再生業者へ引き渡し
プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別、圧縮処理後に、成型品、可燃物、不燃物、有価物に分類。成型品及び有価物は資源再生業者に引き渡し、可燃物はクリーンセンターで焼却処理、不燃物は西南濃粗大廃棄物処理センターで処理
古紙類	－	資源再生業者へ引き渡し
小型家電	西南濃粗大廃棄物処理センター	もえないごみの中から抜き出し、西南濃粗大廃棄物処理センターに搬入し、処理又は資源再生業者へ引き渡し
廃食用油	クリーンセンター	資源再生業者へ引き渡し
	上石津地域事務所	資源再生業者へ引き渡し

※ 有価物：混入したビン、カン、ペットボトル

6 中間処理施設

本市の一般廃棄物を処理している中間処理施設は、以下のとおりです。

〔中間処理施設〕

施設名	施設規模	処理方式・処理方法
大垣市クリーンセンター	240 t / 日 (80 t / 24 h × 3 炉)	流動床式焼却炉
大垣市リサイクルセンター	3.7 t / 5 h	選別・圧縮梱包
西濃環境保全センター	270 t / 日 (90 t / 24 h × 3 炉)	① 流動床式焼却炉 (90 t / 日 × 2 炉) ② ガス化高温溶融一体型直接溶融炉 (90 t / 日 × 1 炉)
西南濃粗大廃棄物処理センター	70 t / 5 h	破碎処理、機械選別、手選別

7 最終処分場

本市は、焼却残渣を埋め立てる一般廃棄物最終処分場（荒川町）と、がれき類を埋め立てる一般廃棄物最終処分場（草道島町、上石津町上多良、墨俣町）を所有しています。

クリーンセンターから排出される焼却残渣は、一般廃棄物最終処分場での埋立処分と外部委託による資源化を行っています。

西南濃粗大廃棄物処理組合は、排出される不燃物（破碎残渣）を、組合の所有する最終処分場（養老町）で埋立処分しています。

西濃環境整備組合は、焼却飛灰や不燃物を組合の所有する最終処分場（大野町）で埋立処分しています。

〔一般廃棄物最終処分場の概要〕

施設名	埋立対象物	埋立期間
大垣市荒川町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	平成4年12月～令和14年3月
大垣市草道島町一般廃棄物最終処分場	残土	昭和62年3月～令和34年3月
大垣市上石津町上多良一般廃棄物最終処分場	コンクリート、ブロック、石、瓦、レンガ等	平成15年2月～令和33年3月
大垣市墨俣町一般廃棄物最終処分場	ブロック、コンクリート破片、レンガ、瓦、壁土	平成6年4月～令和34年3月
西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場	不燃物（破碎残渣）	平成6年10月～令和22年3月
西濃環境整備組合一般廃棄物最終処分場	焼却飛灰、不燃物	平成28年4月～令和13年3月

第2節 ごみ処理の実績

1 過去5年間のごみ総排出量の実績

本市における過去5年間のごみ総排出量の実績は、以下のとおりです。

〔ごみ総排出量〕

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
処理区域内人口（人）	162,157	161,992	161,628	161,308	161,123
目標値					
一人一日当たりのごみ 総排出量（g/人・日）	923	906	904	911	919
収集ごみ一人一日当 たりの排出量（g/人・日）	477	465	462	466	464
資源化率（％）	21.9	21.7	20.6	20.4	19.6
最終処分量（t/年）	2,354.21	1,688.78	1,949.27	2,223.27	2,579.28
ごみ総排出量（t/年）	54,771.84	53,547.33	53,320.62	53,618.83	54,171.04
生活系ごみ（収集＋直 接搬入）	29,602.03	28,977.91	28,853.68	29,218.54	29,351.56
もえるごみ	25,827.53	25,214.69	24,977.20	24,920.13	24,906.44
もえないごみ	1,382.47	1,437.83	1,623.99	2,049.12	2,168.89
有害ごみ	71.34	75.32	60.70	63.87	70.55
大型ごみ	197.54	198.74	192.32	177.43	232.88
資源ごみ	2,123.15	2,051.33	1,999.47	2,007.99	1,972.80
空きビン	1,019.79	976.60	935.78	886.68	848.14
無色	476.35	450.36	433.78	403.40	370.20
茶色	361.28	348.28	335.70	318.06	310.44
その他	182.16	177.96	166.30	165.22	167.50
空きカン	246.75	230.94	223.59	220.51	214.95
ペットボトル	327.60	329.11	322.83	345.84	343.11
プラスチック製容 器包装	477.77	464.16	455.38	463.45	465.00
小型家電	33.26	35.08	50.76	75.96	86.00

項目			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
		廃食用油	17.98	15.44	11.13	15.55	15.60
		事業系ごみ	20,511.34	20,392.52	20,678.63	21,039.89	21,805.04
		もえるごみ	18,042.10	18,469.67	18,593.74	18,518.30	18,985.39
		もえないごみ	599.14	573.69	592.28	738.82	855.17
		がれき類	1,730.90	1,225.61	1,368.01	1,674.48	1,851.97
		上石津最終処分場	1,603.00	1,090.17	1,243.03	1,527.86	1,714.01
		草道島最終処分場	127.90	135.44	124.98	146.62	137.96
		資源ごみ	139.20	123.55	124.60	108.29	112.51
		ビン	29.37	27.02	26.72	24.15	23.48
		カン	75.78	61.47	66.28	51.12	55.89
		ペットボトル	18.85	17.87	16.98	18.50	27.08
		厨芥類	15.20	17.19	14.62	14.52	6.06
		資源回収	4,637.53	4,149.72	3,760.95	3,342.29	2,992.32
		古紙類	4,286.75	3,843.96	3,488.75	3,099.41	2,758.92
		新聞紙	1,652.04	1,473.49	1,327.97	1,147.07	1,032.17
		雑誌	1,641.79	1,453.15	1,302.82	1,144.08	991.69
		ダンボール	840.84	766.72	728.73	683.38	625.97
		チラシ	33.90	8.83	13.83	9.92	6.56
		牛乳パック	40.47	39.40	42.27	37.78	36.86
		雑がみ	77.71	102.37	73.13	77.18	65.67
		布類	280.26	236.34	206.60	178.02	174.96
		アルミ缶	65.37	65.25	60.61	57.79	55.16
		その他	5.15	4.17	4.99	7.07	3.28
		拠点回収（古紙類）	20.94	27.18	27.36	18.11	22.12
		新聞紙	3.26	2.41	2.38	1.86	1.89
		雑誌	10.60	8.25	8.82	6.35	9.71
		ダンボール	6.28	16.07	15.66	8.68	10.07
		チラシ	0.78	0.34	0.38	1.14	0.30
		牛乳パック	0.02	0.11	0.12	0.08	0.15

(1) ごみ総排出量

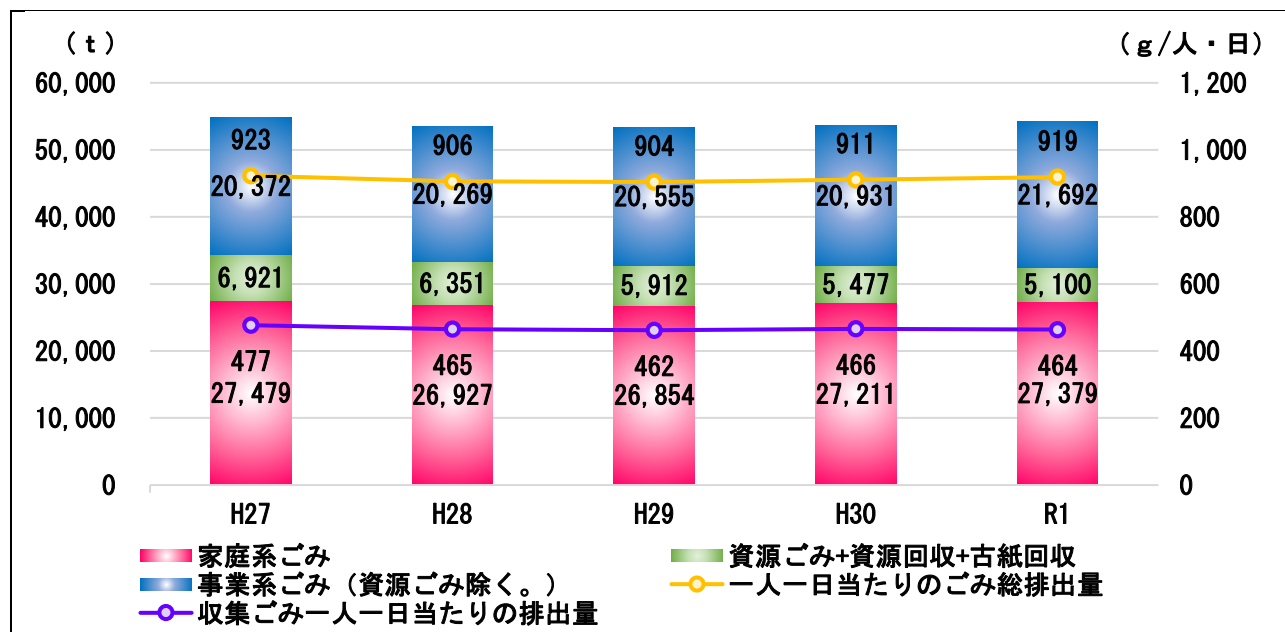
家庭系ごみの排出量は、平成29年度までは減少傾向にあったものの、その後はやや増加しています。

事業系ごみの排出量は、年々増加傾向にあり、一人一日当たりのごみ総排出量は、平成30年度から増加傾向にあります。

〔ごみ総排出量〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
計画収集人口（人）	162,157	161,992	161,628	161,308	161,123
ごみ総排出量（t/年）	54,772	53,547	53,321	53,619	54,171
家庭系ごみ	27,479	26,927	26,854	27,211	27,379
資源ごみ+資源回収+古紙回収	6,921	6,351	5,912	5,477	5,100
事業系ごみ（資源ごみ除く。）	20,372	20,269	20,555	20,931	21,692
一人一日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	923	906	904	911	919
収集ごみ一人一日当たりの排出量（g/人・日）	477	465	462	466	464

〔ごみ総排出量の推移〕



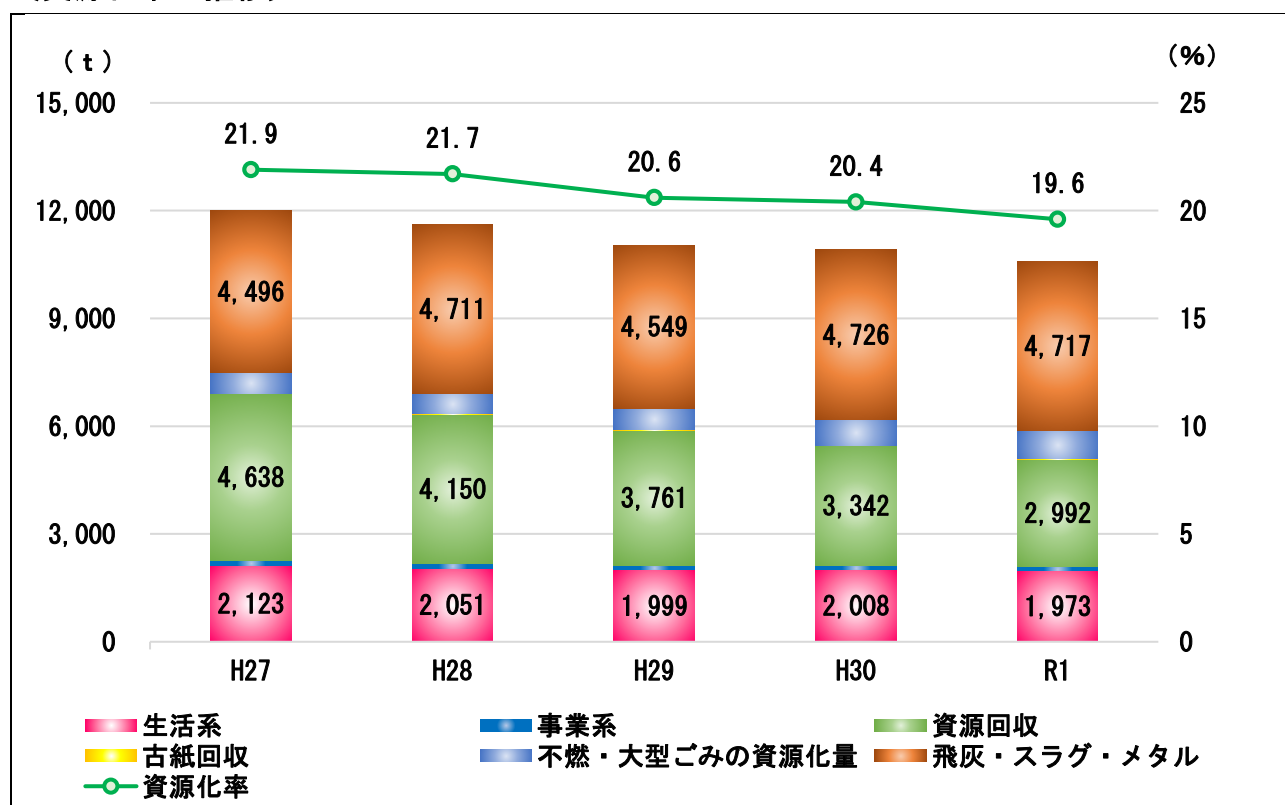
(2) 資源化率

生活系、事業系及び集団回収による資源物の量は、減少、横ばい傾向にあるものの、中間処理後資源化量及び飛灰、スラグ、メタルについては、増加、横ばい傾向にあります。

〔資源化率〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
ごみ総排出量（t/年）	54,772	53,547	53,321	53,619	54,171
総資源化量	11,993	11,616	11,042	10,906	10,591
生活系	2,123	2,051	1,999	2,008	1,973
事業系	139	124	125	108	113
資源回収	4,638	4,150	3,761	3,342	2,992
古紙回収	21	27	27	18	22
不燃・大型ごみの資源化量	576	553	581	704	774
飛灰・スラグ・メタル	4,496	4,711	4,549	4,726	4,717
資源化率（％）	21.9	21.7	20.6	20.4	19.6

〔資源化率の推移〕



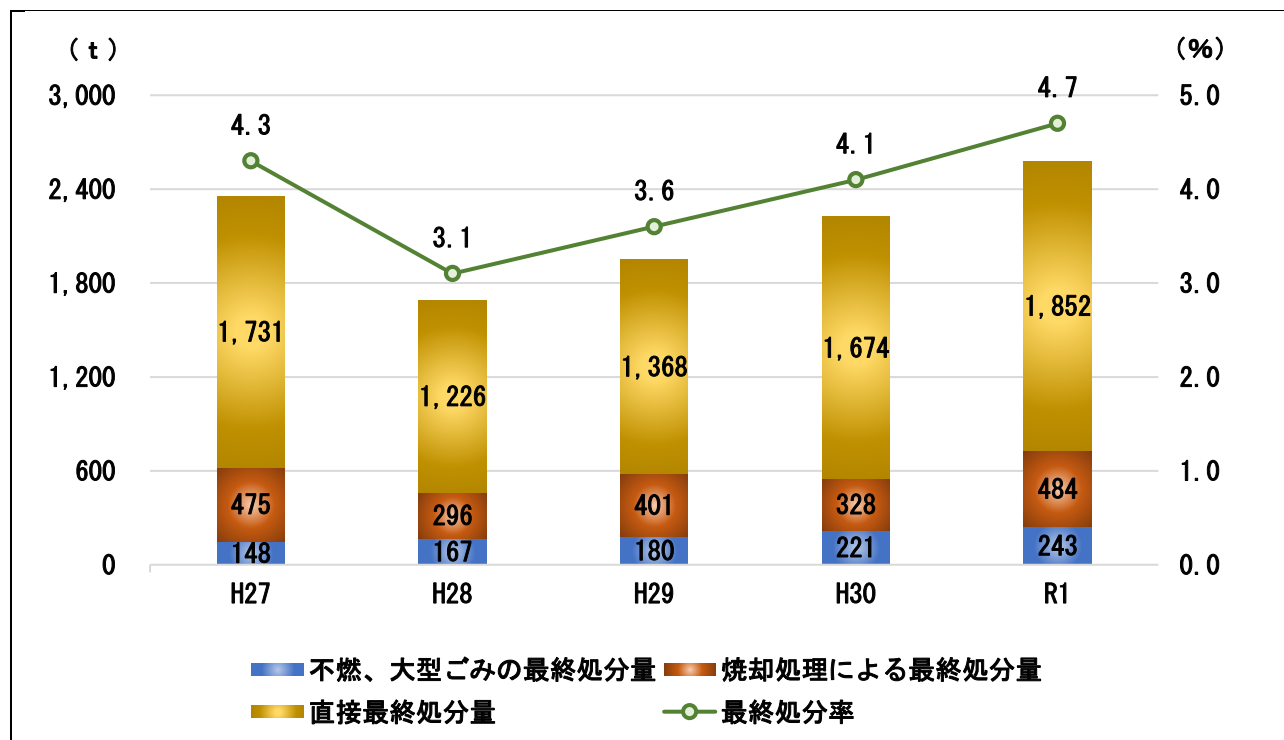
(3) 最終処分量

最終処分量及び最終処分率は、平成28年度に直接最終処分量が激減したことや、焼却処理による最終処分量が減少したことから一時的に減少したものの、その後は増加傾向にあります。

〔最終処分量〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
最終処分量 (t/年)	2,354	1,689	1,949	2,223	2,579
不燃、大型ごみの最終処分量	148	167	180	221	243
焼却処理による最終処分量	475	296	401	328	484
直接最終処分量	1,731	1,226	1,368	1,674	1,852
最終処分率 (%)	4.3	3.1	3.6	4.1	4.7

〔最終処分量の推移〕



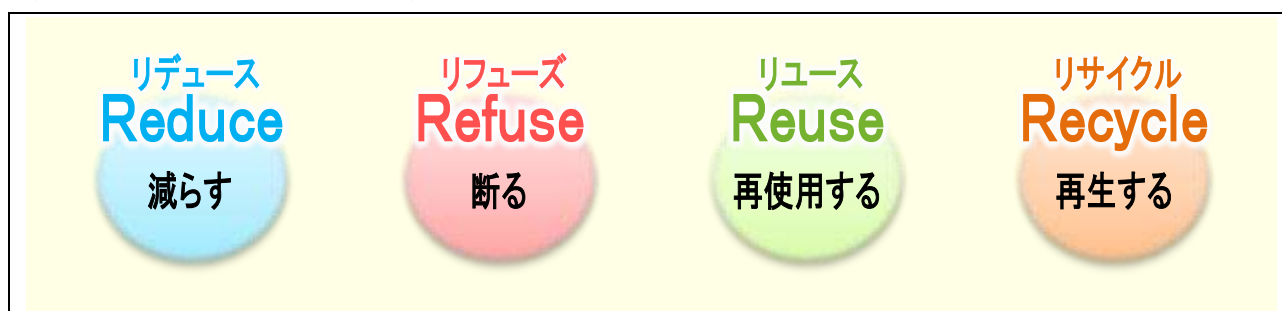
2 ごみ排出抑制及び資源化の推進

(1) 取組方針としての4Rの推進

本市では、国の掲げる3R「リデュース、リユース、リサイクル」に「リフューズ」を加えた4つのRにより、ごみダイエットを推進しています。

また、市民や事業者、行政が一体となって4Rを推進するため、各種イベントや出前講座等を通じて啓発活動を行ったほか、環境市民フェスティバル等のごみ減量化行動を支援しました。

〔ごみダイエットの4つのR〕



(2) 具体的な取り組み

① リデュース（減らす）

1) もえるごみのシール制度による排出抑制

もえるごみの排出抑制対策として、平成6年度から、もえるごみのシール制度を実施しています。

これは、あらかじめ各家庭に家族構成等に応じた枚数の「無料可燃ごみ処理券」を配布し、規定枚数内で処理をしていただくことにより、ごみの排出抑制を進めるものです。

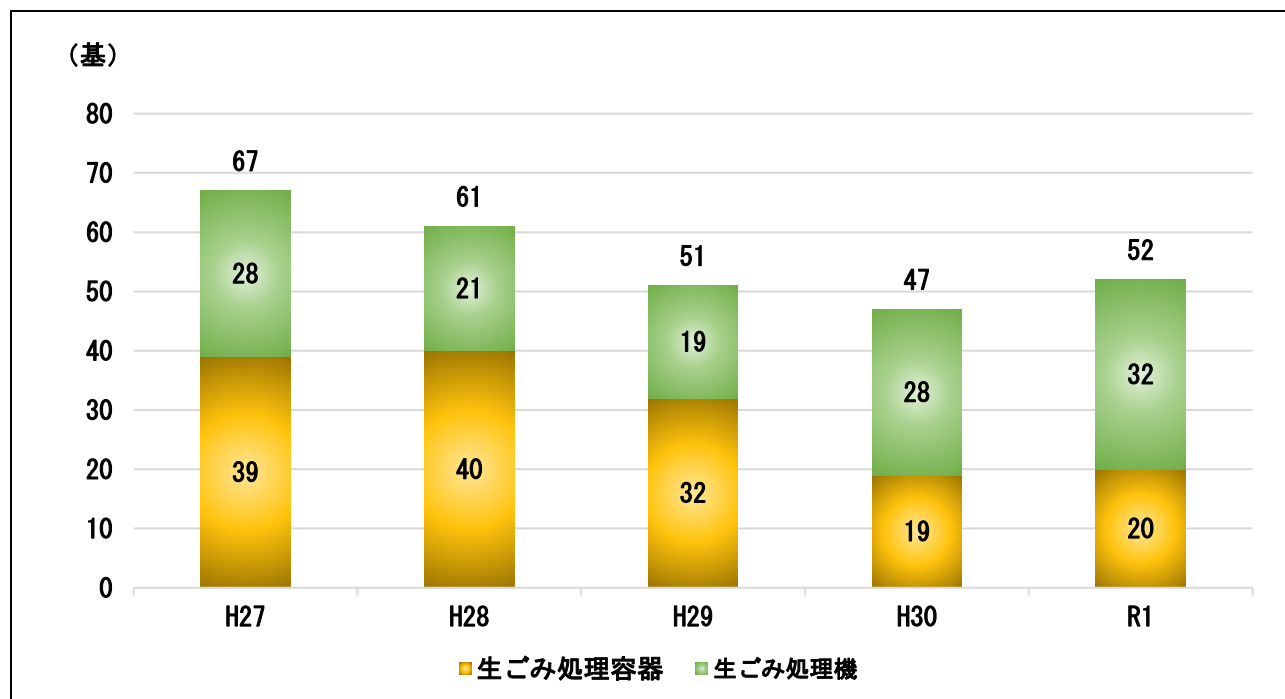
2) 生ごみの堆肥化への支援

家庭における生ごみの堆肥化を支援するため、生ごみ処理容器や、電気式生ごみ処理機に対する購入費補助を実施しています。

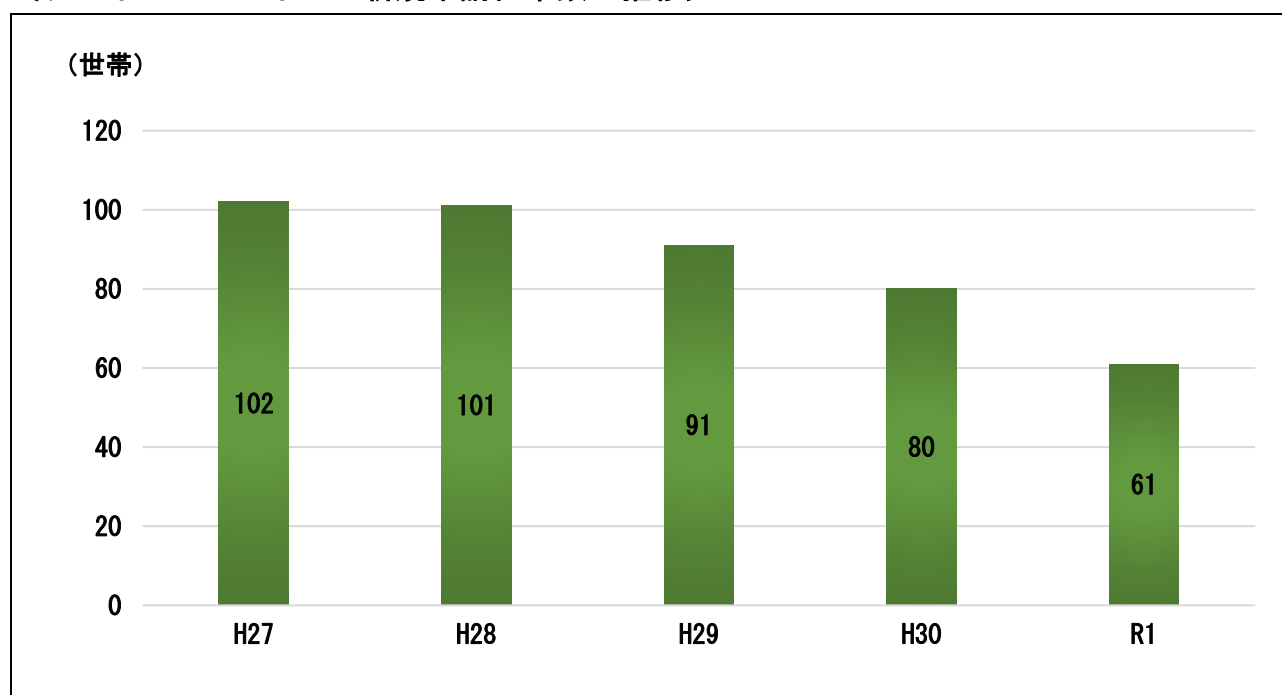
また、平成19年度からは、ダンボールコンポストの利用普及に努めており、平成22年度からは、購入費補助も実施しています。

生ごみ処理容器等の補助実績及びダンボールコンポストの普及実績は、以下のとおりです。

〔生ごみ処理容器等購入補助実績の推移〕



〔ダンボールコンポスト新規申請世帯数の推移〕

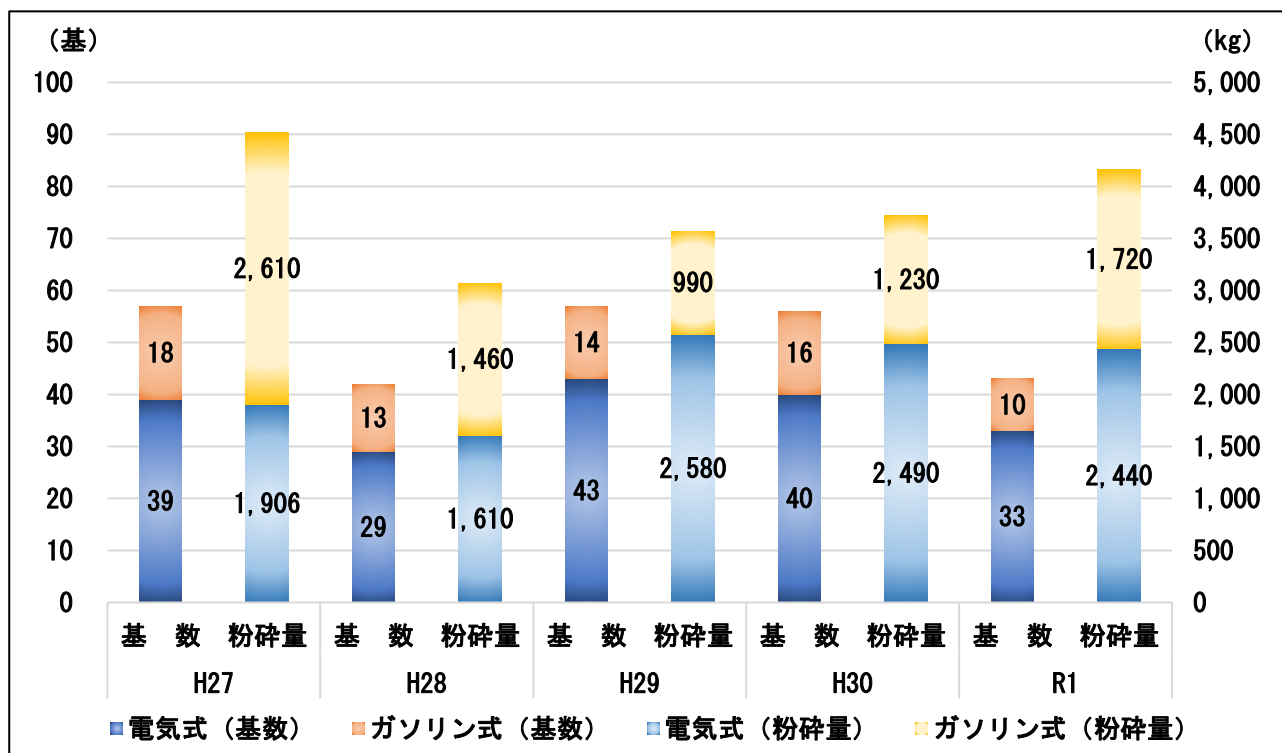


3) 剪定枝粉碎機の貸出

平成24年度から、もえるごみの減量化を図るため、電気式及びガソリン式剪定枝粉碎機の貸出を実施しています。

粉碎チップは、庭の雑草抑制や堆肥として活用しており、剪定枝粉碎機の貸出実績は、以下のとおりです。

〔剪定枝粉碎機貸出実績の推移〕



② リフューズ（断る）

1) 全国でレジ袋の有料化がスタート

本市では、平成20年3月から、スーパーやドラッグストアなどの登録店舗でレジ袋の有料化がはじまりました。

令和2年7月からは、全国でレジ袋の有料化がスタートしたことにより、再度、生活を見直すきっかけとして、マイバックだけでなく、マイ箸やマイボトルなどを持参し、不要なものは「断る」ことを推進しています。

③ リユース（再使用する）

1) インターネットやリサイクルショップ等の活用

リサイクルプラザ「クルクルワールド」で、大型ごみとして排出された家具等の中から、再利用できるものを修理し、販売していました。（令和2年3月終了）

現在では、インターネットやリサイクルショップを活用し、再利用する流れが定着してきています。

ごみの減量化や資源化について、引き続き意識の高揚を図っていきます。

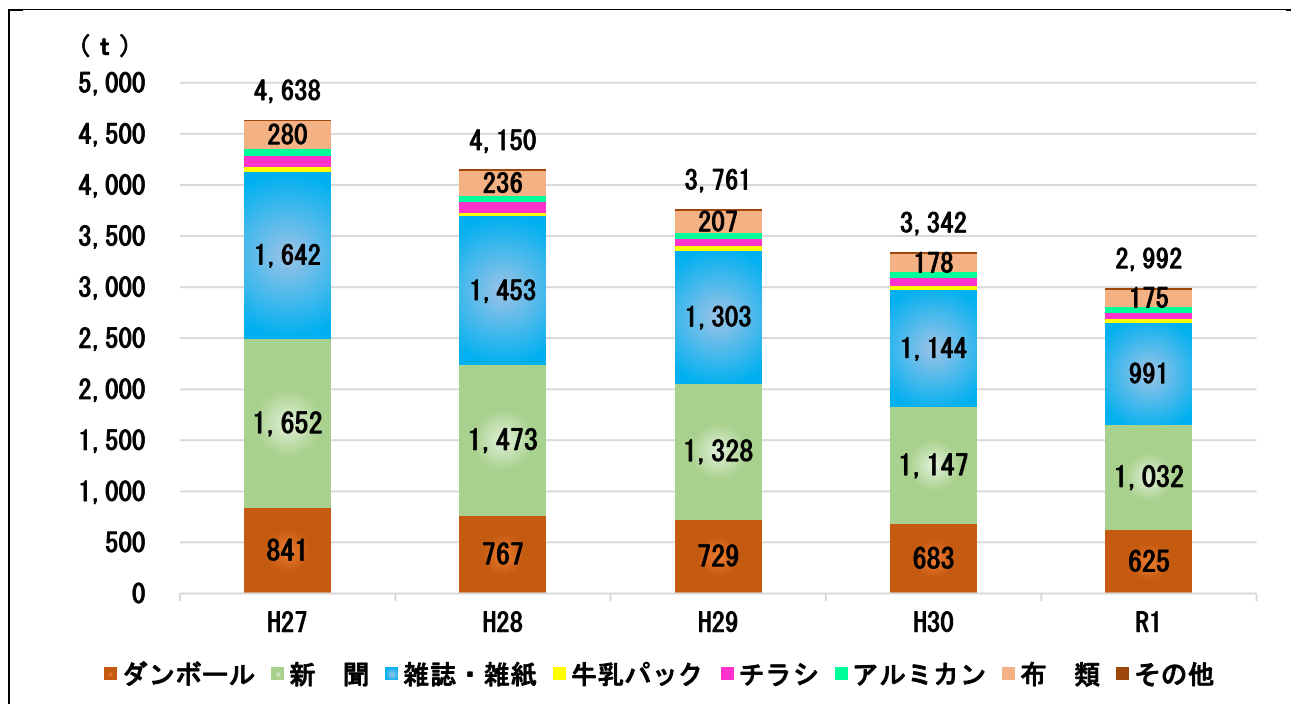
④ リサイクル（再生する）

1) 資源分別回収への奨励金制度

資源の有効利用及び市民のごみに対する意識の高揚を図ることを目的に、自治会やPTA等が行う資源分別回収に対し、奨励金を交付しています。

資源分別回収の実績は、以下のとおりです。

〔資源分別回収量実績の推移〕



⑤ 施策の効果

前計画において定めた施策はおおむね実施されているものの、本市のごみ排出量は下げ止まり、資源化率は減少傾向にあるため、施策の効果としては限定的です。

しかしながら、搬入されるもえるごみの組成を見ると、家庭や事業所から出るごみには、分別すれば資源化が可能なものや未開封の食品などがあり、本来であれば食べることができたはずの食品が廃棄されている現状に対して、今後の施策を推進する必要があります。

「分別の徹底」や「食品ロスの削減」をキーワードに啓発を推進することは、ごみの減量効果が期待できます。

3 中間処理施設の実績

(1) クリーンセンターの稼働実績

クリーンセンターの稼働実績は、以下のとおりです。

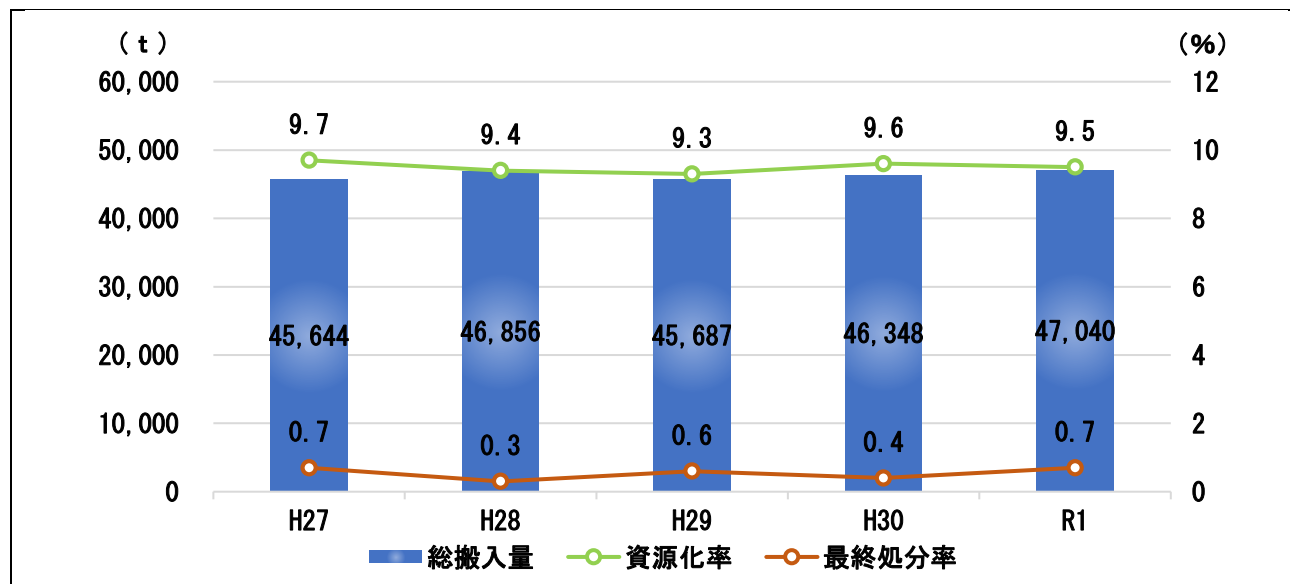
クリーンセンターでは、焼却の熱を利用して発電を行っており、焼却施設で使用する電力をまかなうとともに、余剰電力の売電を行っています。

また、焼却残渣中の磁性物を回収し、資源化しています。

〔クリーンセンターの稼働実績〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総搬入量（t）	45,644	46,856	45,687	46,348	47,040
焼却残渣排出量	4,669	4,490	4,467	4,582	4,743
資源化量	4,346	4,346	4,207	4,392	4,391
最終処分量	323	144	261	190	352
磁性物排出量	68	55	57	54	57
資源化率（％）	9.7	9.4	9.3	9.6	9.5
最終処分率	0.7	0.3	0.6	0.4	0.7
電気使用量（MWh）	6,793	6,566	5,910	6,079	6,048
発電量	6,516	7,265	6,949	7,636	7,846
売電量	853	1,255	1,627	1,923	2,203

〔クリーンセンターの稼働実績の推移〕



(2) リサイクルセンターの稼働実績

リサイクルセンターの稼働実績は、以下のとおりです。

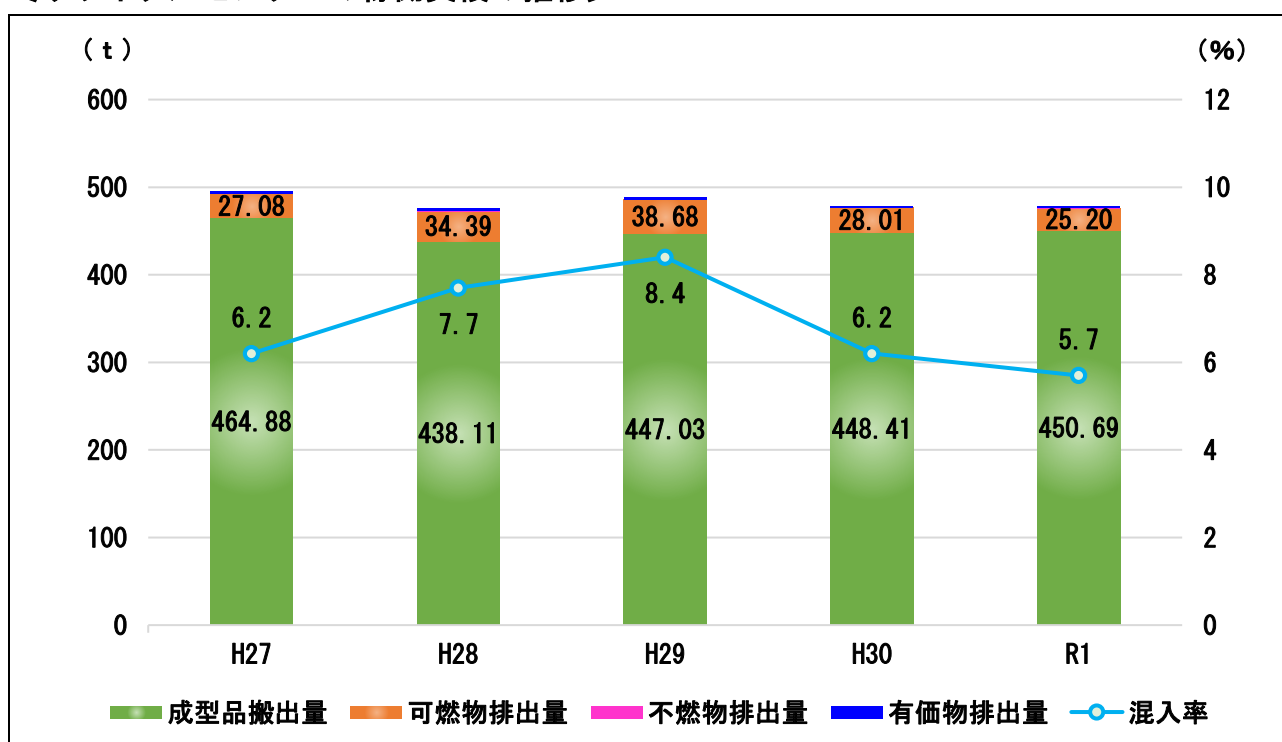
収集されたプラスチック製容器包装のうち不適物の割合を示す混入率は、平成29年度までは増加したものの、その後は減少傾向にあります。

〔リサイクルセンターの稼働実績〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総搬入量（t）	504.85	498.55	494.06	491.46	490.20
成型品搬出量	464.88	438.11	447.03	448.41	450.69
可燃物排出量	27.08	34.39	38.68	28.01	25.20
不燃物排出量	0.91	0.57	0.51	0.37	0.33
有価物排出量	3.15	3.23	2.32	2.12	2.21
資源化率（%）	92.7	88.5	91.0	91.7	92.4
混入率	6.2	7.7	8.4	6.2	5.7

※ 有価物排出量は、混入したペットボトルです。

〔リサイクルセンターの稼働実績の推移〕



(3) 西濃環境保全センターの稼働実績

西濃環境保全センターの稼働実績は、以下のとおりです。

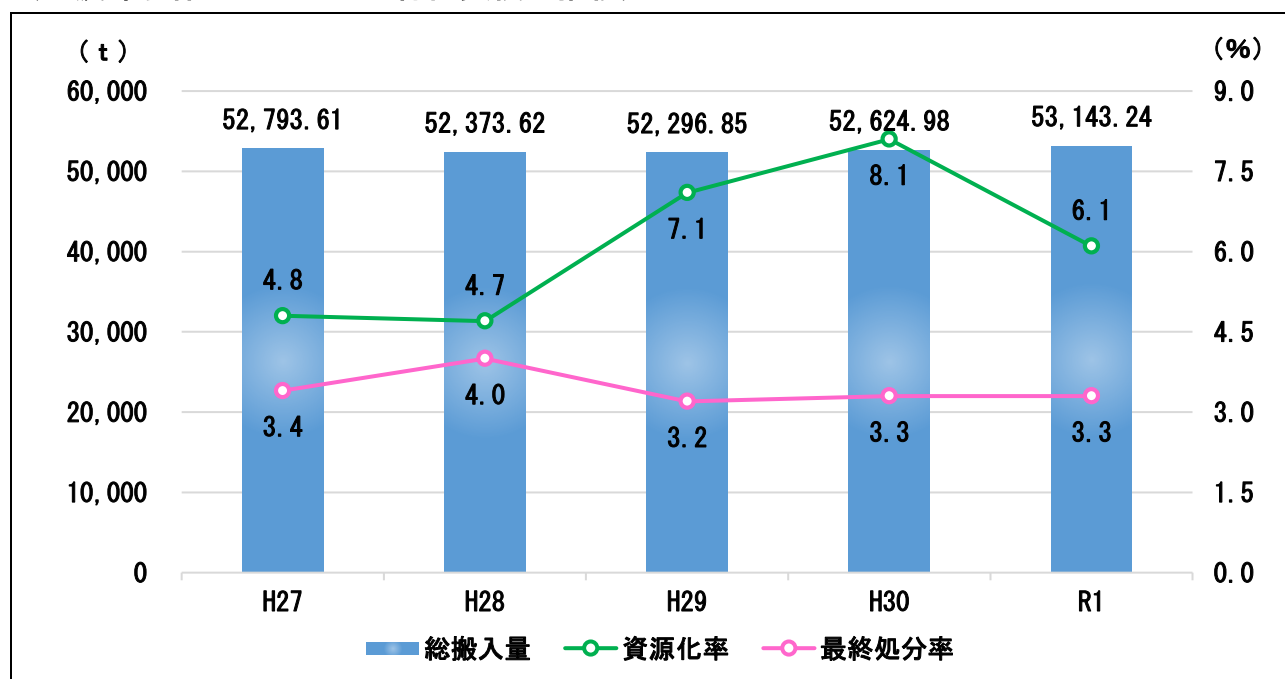
西濃環境保全センターでは、ガス化溶融炉により焼却残渣のスラグ化及びメタルの回収を行っています。

また、焼却に伴うエネルギーを回収し、併設する温水プール「ゆ〜みんぐ」に温水を供給するなど、余熱利用によるサーマルリサイクル（エネルギー回収）を行っています。

〔西濃環境保全センターの稼働実績〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総搬入量（t）	52,794	52,374	52,297	52,625	53,143
（大垣市搬入量）	（4,895）	（4,765）	（4,390）	（4,293）	（4,149）
スラグ排出量	2,174	2,094	3,302	3,897	2,840
メタル排出量	369	379	401	356	388
焼却飛灰量	1,800	2,069	1,698	1,713	1,777
資源化率（％）	4.8	4.7	7.1	8.1	6.1
最終処分率	3.4	4.0	3.2	3.3	3.3
電気使用量（MWh）	14,212	14,296	14,277	14,726	14,379

〔西濃環境保全センターの稼働実績の推移〕



(4) 西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績

西南濃粗大廃棄物処理センターにおけるもえないごみ及び大型ごみの中間処理の実績は、以下のとおりです。

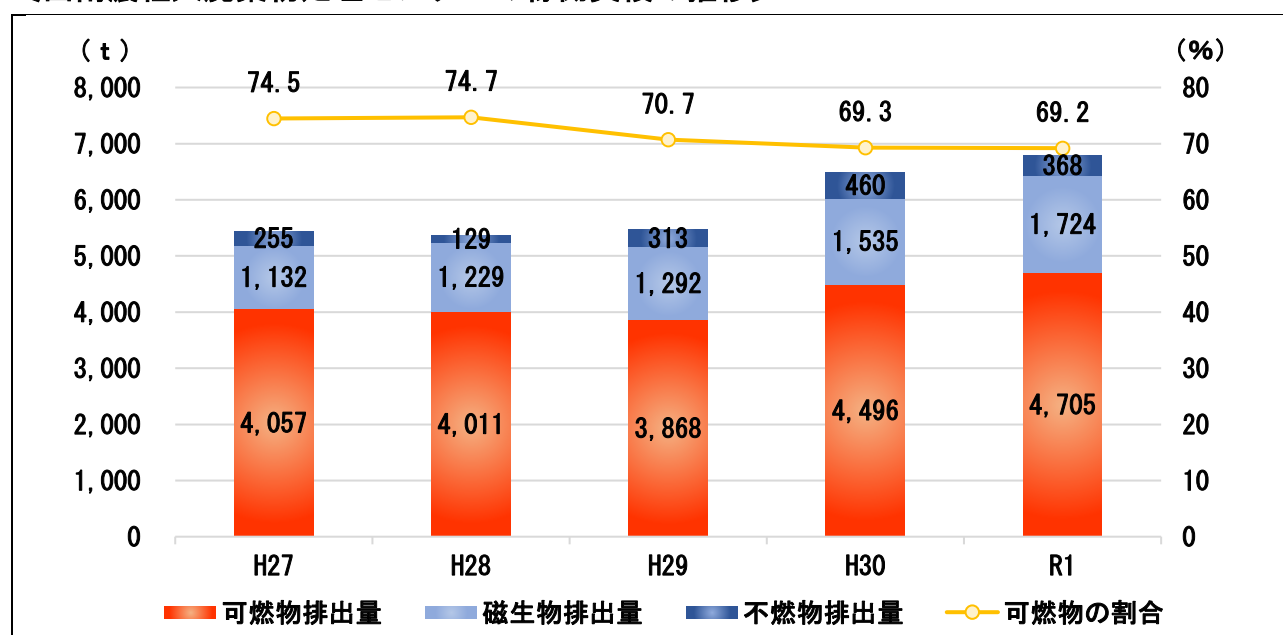
西南濃粗大廃棄物処理センターでは、平成18年度に風力選別機を導入し、また、平成21年度に破碎後の手選別を追加するなど、資源化率の向上に努めています。

なお、ごみステーションからの金属抜き取りの影響により、可燃物の割合が年々減少しています。

〔西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総搬入量（t）	5,444	5,369	5,473	6,491	6,797
（大垣市搬入量）	(2,250)	(2,286)	(2,469)	(3,029)	(3,327)
可燃物排出量	4,057	4,011	3,868	4,496	4,705
磁生物排出量	1,132	1,229	1,292	1,535	1,724
不燃物排出量	255	129	313	460	368
可燃物の割合（％）	74.5	74.7	70.7	69.3	69.2
資源化率	20.8	22.9	23.6	23.6	25.4
最終処分率	4.7	2.4	5.7	7.1	5.4

〔西南濃粗大廃棄物処理センターの稼働実績の推移〕



4 現状施策におけるごみ発生量の見込み

(1) ごみ総排出量

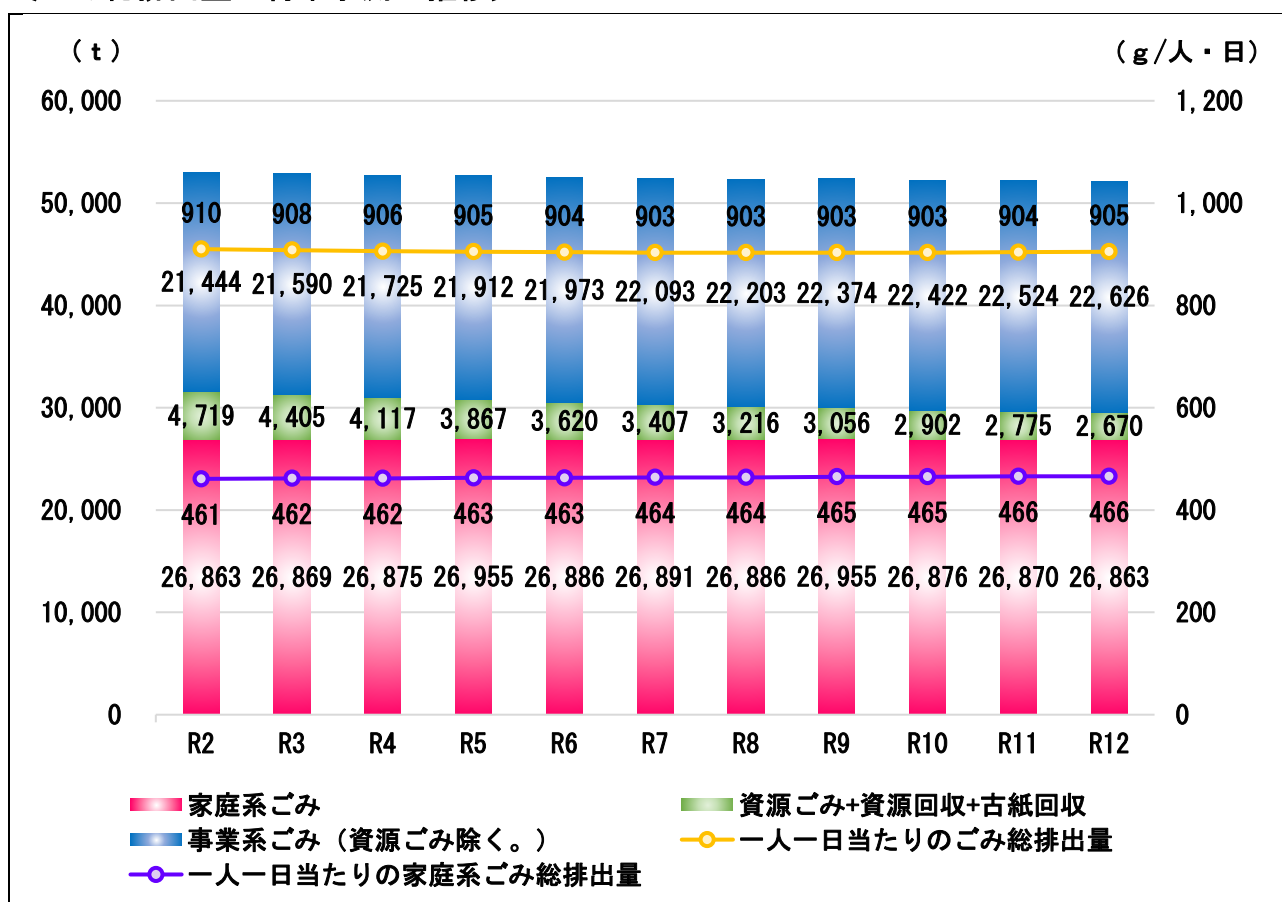
今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合、ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量は、以下のとおり横ばい傾向にあります。

〔ごみ総排出量の将来予測〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計画収集人口（人）	159,649	159,500	159,350	159,200	159,051	158,901
ごみ総排出量（t/年）	53,026	52,864	52,717	52,734	52,479	52,391
家庭系ごみ	26,863	26,869	26,875	26,955	26,886	26,891
資源ごみ＋資源回収＋古紙回収	4,719	4,405	4,117	3,867	3,620	3,407
事業系ごみ（資源ごみ除く。）	21,444	21,590	21,725	21,912	21,973	22,093
一人一日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	910	908	906	905	904	903
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	461	462	462	463	463	464

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
計画収集人口（人）	158,707	158,512	158,318	158,123	157,928
ごみ総排出量（t/年）	52,305	52,384	52,200	52,169	52,159
家庭系ごみ	26,886	26,955	26,876	26,870	26,863
資源ごみ＋資源回収＋古紙回収	3,216	3,056	2,902	2,775	2,670
事業系ごみ（資源ごみ除く。）	22,203	22,374	22,422	22,524	22,626
一人一日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	903	903	903	904	905
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	464	465	465	466	466

〔ごみ総排出量の将来予測の推移〕



(2) 資源化量・リサイクル率

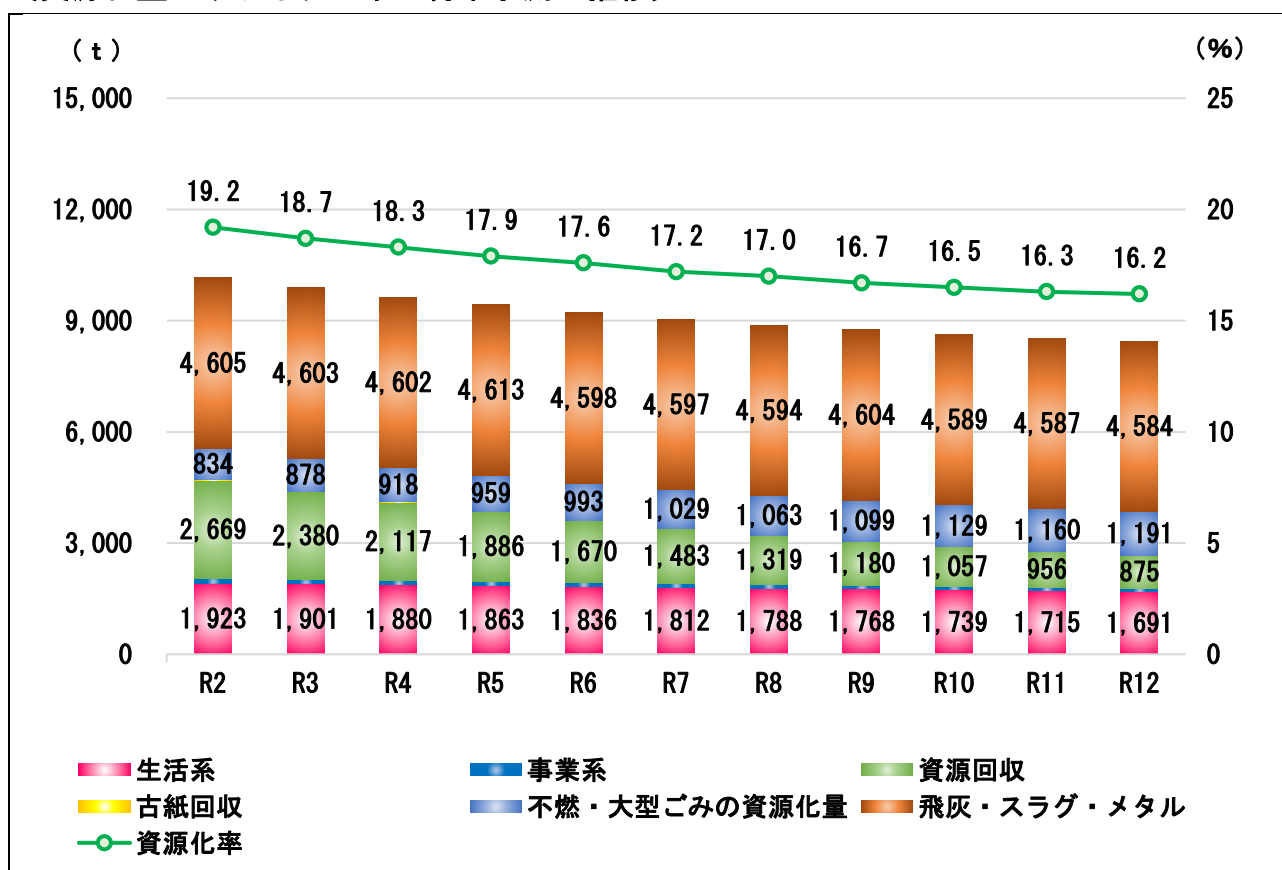
資源化量・リサイクル率は、以下のとおり減少傾向にあります。

〔資源化量・リサイクル率の将来予測〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
処理区域内人口（人）	159,649	159,500	159,350	159,200	159,051	158,901
ごみ総排出量（t/年）	53,026	52,864	52,717	52,734	52,479	52,391
総資源化量	10,158	9,885	9,637	9,439	9,212	9,033
生活系	1,923	1,901	1,880	1,863	1,836	1,812
事業系	110	108	106	105	103	102
資源回収	2,669	2,380	2,117	1,886	1,670	1,483
古紙回収	17	15	14	12	11	10
不燃・大型ごみの資源化量	834	878	918	959	993	1,029
飛灰・スラグ・メタル	4,605	4,603	4,602	4,613	4,598	4,597
リサイクル率（％）	19.2	18.7	18.3	17.9	17.6	17.2

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
処理区域内人口（人）	158,707	158,512	158,318	158,123	157,928
ごみ総排出量（t/年）	52,305	52,384	52,200	52,169	52,159
総資源化量	8,873	8,760	8,620	8,522	8,445
生活系	1,788	1,768	1,739	1,715	1,691
事業系	101	100	99	99	98
資源回収	1,319	1,180	1,057	956	875
古紙回収	9	8	7	6	5
不燃・大型ごみの資源化量	1,063	1,099	1,129	1,160	1,191
飛灰・スラグ・メタル	4,594	4,604	4,589	4,587	4,584
リサイクル率（％）	17.0	16.7	16.5	16.3	16.2

〔資源化量・リサイクル率の将来予測の推移〕



(3) 最終処分量

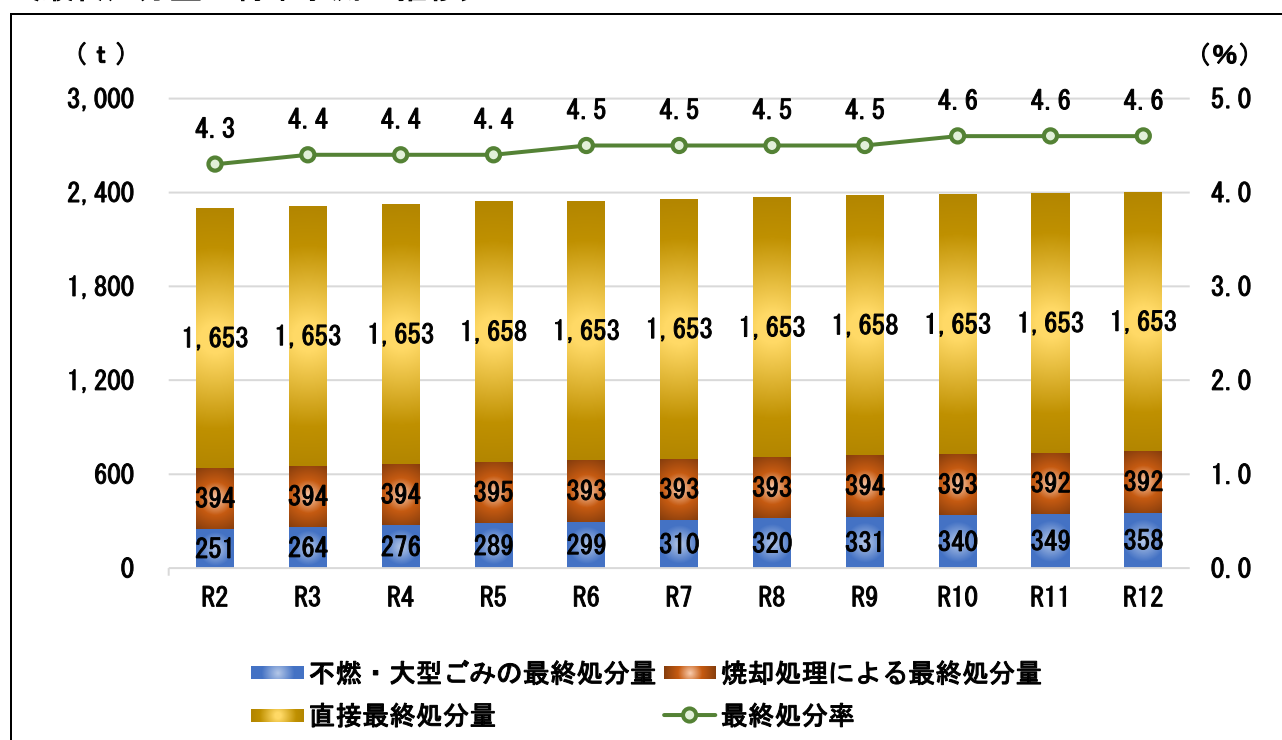
最終処分量は、以下のとおり増加傾向にあります。

〔最終処分量の将来予測〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
最終処分量（t/年）	2,298	2,311	2,323	2,341	2,346	2,356
不燃・大型ごみの最終処分量	251	264	276	289	299	310
焼却処理による最終処分量	394	394	394	395	393	393
直接最終処分量	1,653	1,653	1,653	1,658	1,653	1,653
最終処分率（%）	4.3	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
最終処分量（t/年）	2,366	2,383	2,386	2,395	2,404
不燃・大型ごみの最終処分量	320	331	340	349	358
焼却処理による最終処分量	393	394	393	392	392
直接最終処分量	1,653	1,658	1,653	1,653	1,653
最終処分率（%）	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6

〔最終処分量の将来予測の推移〕



5 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制・資源化

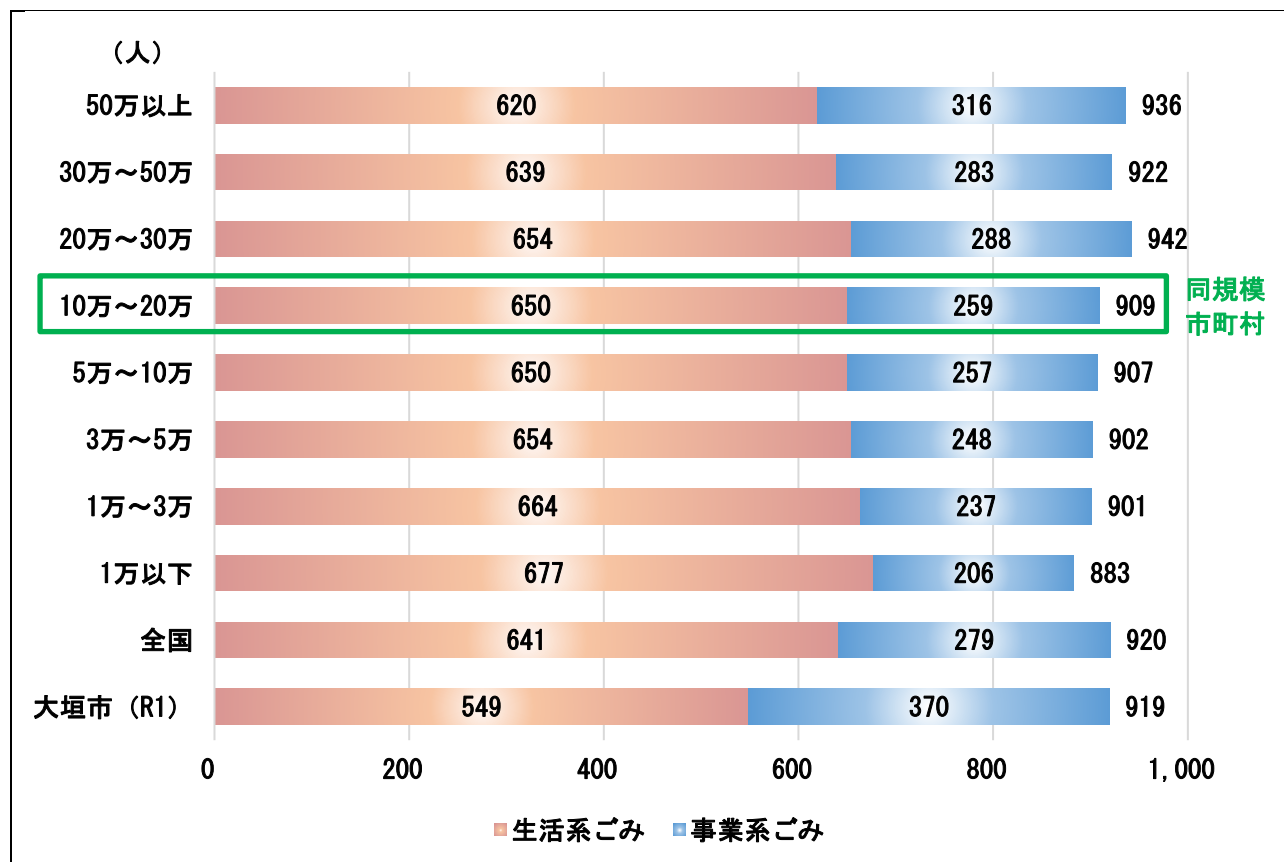
① ごみ排出量

本市の令和元年度における一人一日当たりのごみ総排出量は、919 g / 人・日となっており、同規模市町村（人口10万～20万人）における一人一日当たりのごみ総排出量（909 g / 人・日：平成29年度実績）と比較すると、やや高い状況です。

生活系ごみの排出量は、549 g / 人・日で、同規模市町村の排出量650 g / 人・日と比べ下回っているのに対して、事業系ごみの排出量は、同規模市町村の排出量と比べ高い値となっています。

本市のごみの排出抑制のためには、特に事業系ごみの排出抑制に努めることが重要です。

〔市町村の人口規模別一人一日当たりのごみ総排出量（平成29年度実績）〕



※ 生活系ごみ＝家庭系ごみ量＋資源ごみ量＋集団回収量＋拠点回収量

出典：「日本の廃棄物処理・平成29年度版」（環境省・平成31年3月）

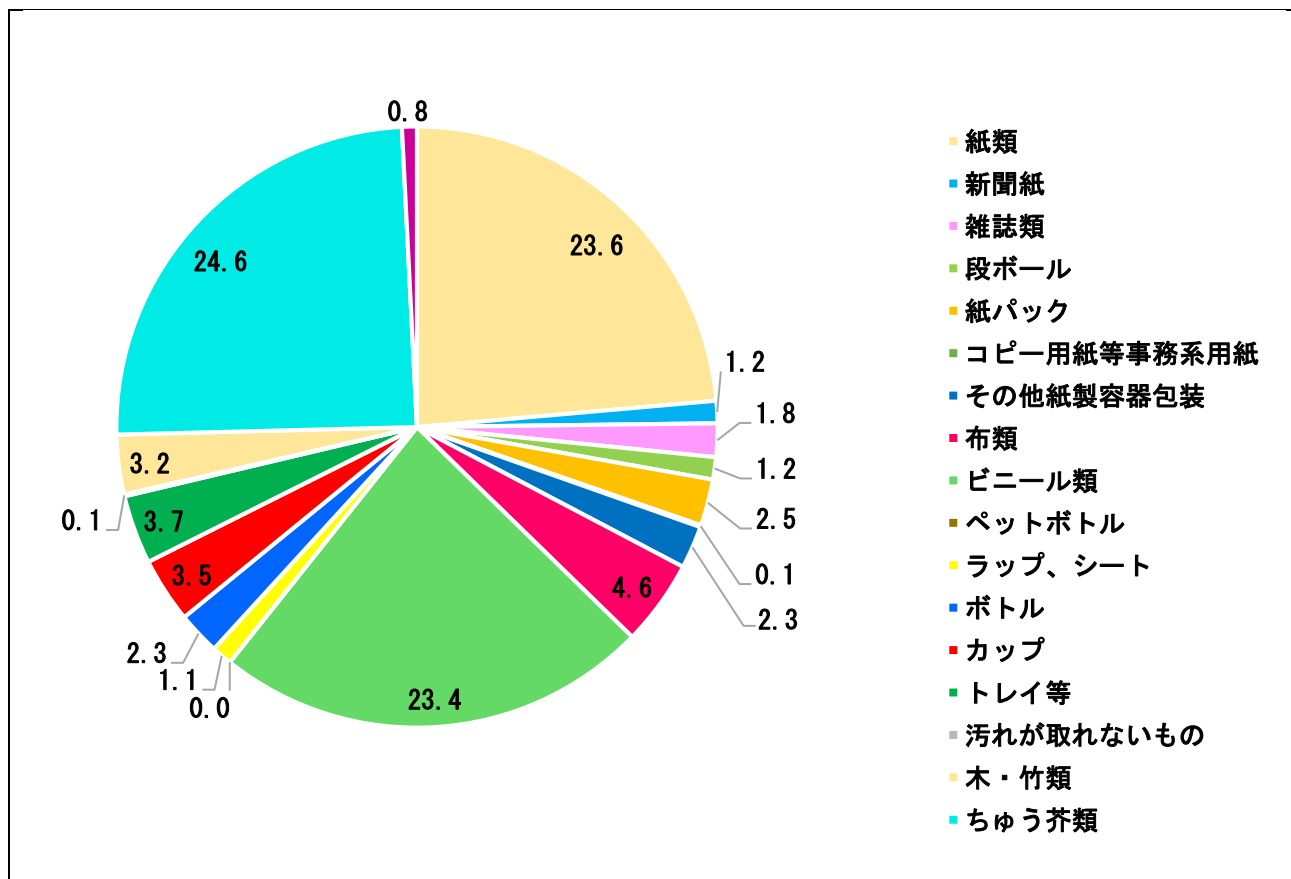
② 資 源

家庭系ごみのごみ質調査結果の過去5年間の平均は、以下のとおりです。

家庭から排出されるもえるごみの中には、分別することのできる資源が多く含まれています。

紙類やちゅう芥類のすべてが資源化できるわけではありませんが、ごみの中から雑がみや食品ロスに分類されるものを抜き出すなど、さらなる分別の徹底に努めていく必要があります。

〔家庭系ごみのごみ質調査結果（過去5年間の平均）〕



(2) 中間処理

本市のもえるごみを処理するクリーンセンターは、平成8年度の竣工から約24年が経過しており、平成23年度に策定した長寿命化計画に基づき、平成29年度までに基幹的設備改良工事を実施しました。

これからも、計画的に修繕や設備更新をすることにより、施設を適正に運用していく必要があります。

(3) 最終処分場

本市の一般廃棄物最終処分場については、残余容量がひっ迫しており、近年、埋め立て量を調整し、外部委託量（資源化）を増やしている状況にあります。

地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保等から、最終処分場の新設を検討していく必要があります。

(4) ま と め

ごみ処理については、排出者一人ひとりがごみの減量に対して意識をもって取り組むことが重要であるため、引き続き施策を継続しながら、啓発対象を明確にして、伝え方の充実を図ることなどに努めていきます。

6 市民、事業者へのアンケート調査の結果

(1) 大垣市の生活ごみに関する市民アンケート調査の結果

令和2年7月に実施した「大垣市の生活ごみに関する市民アンケート調査」（回収率51.7%、620人。）では、本市のゴミの減量化やリサイクル推進などについて、以下のような認識が示されました。

① ごみの分別や減量についての意識

ごみの分別や減量についての意識では、「意識している」（67.7%）、「やや意識している」（25.6%）、「あまり意識していない」（4.4%）となっています。

「意識している」と「やや意識している」と答えた人を合計した93.3%の人が、ごみの分別や減量について意識しています。

② ごみの分別で悩まれた品目

ごみの分別で悩まれた品目では、「かばんや靴」（231人）、「プラスチック製品」（231人）、「じゅうたん」（196人）、「CD、DVD」（143人）となっています。

③ 分別で悩んだ時の解消方法

分別で悩んだ時の解消方法では、「ごみ分別パンフレットで確認した」（59.2%）、「クリーンセンターに電話した」（15.2%）、「知人に尋ねた」（12.6%）となっています。

④ ごみシールの使用状況

ごみシールの使用状況では、「余った」（52.4%）、「不足した」（42.4%）、「使用しなかった」（1.9%）となっています。

1) 余った枚数

余った枚数では、「10枚」（22.5%）、「5枚」（21.2%）、「20枚以上」（11.1%）となっています。

2) 不足した枚数

不足した枚数では、「10枚」(32.3%)、「20枚以上」(16.3%)、「5枚」(14.8%)となっています。

⑤ クリーンセンターへの直接持ち込み状況

クリーンセンターへの直接持ち込み状況では、「持ち込みしたことがない」(39.2%)、「過去に持ち込みをした」(33.2%)、「年1回程度」(10.8%)となっています。

⑥ クリーンセンターに持ち込んだ品目

クリーンセンターに持ち込んだ品目では、「ふとん・カーペット」(264人)、「小型家電」(80人)、「その他」(73人)となっています。

⑦ クリーンセンターに持ち込んだ理由

クリーンセンターに持ち込んだ理由では、「大掃除や片付け」(183人)、「大きすぎるから」(152人)、「量が多いから」(114人)となっています。

⑧ 4Rの認知度

4Rの認知度では、「わからない」(48.4%)、「3Rは知っている」(23.2%)、「聞いたことがある」(20.2%)となっています。

⑨ ごみを減らす(Reduce)ための行動

ごみを減らすための行動では、「マイバック・マイボトル等を使用する」(474人)、「詰め替え商品を選ぶ」(400人)、「分別を徹底する」(381人)となっています。

⑩ 再利用(Reuse)の取り組み

再利用の取り組みでは、「修理して長く使う」(330人)、「リサイクルショップの活用」(192人)、「フリーマーケット(インターネット)等の活用」(96人)となっています。

⑪ ごみ減量の必要性

ごみ減量の必要性では、「必要だと思う」(79.7%)、「やや必要だと思う」(14.8%)、「わからない」(1.6%)となっています。

「必要だと思う」と「やや必要だと思う」と答えた人を合計した94.5%の人が、ごみの減量は必要だと思っています。

⑫ ごみ減量のための取り組み

ごみ減量のための取り組みでは、「食品ロスを減らす」(447人)、「ごみの分別を徹底する(資源をごみにしない)」(371人)、「レジ袋を断る」(227人)となっています。

⑬ 市の取り組みの認知度

市の取り組みの認知度では、「小型家電の回収(持込みのみ)」(196人)、「ダンボールコンポストの購入助成」(192人)、「生ごみ処理機の購入助成」(184人)となっています。

⑭ ごみ収集の満足度

ごみ収集の満足度では、「満足している」(41.5%)、「やや満足している」(35.0%)、「やや不満である」(13.5%)となっています。

「満足している」と「やや満足している」と答えた人を合計した76.5%の人が、ごみの収集について満足しています。

⑮ ごみ減量や処理の取り組みの満足度

ごみ減量や処理の取り組みの満足度では、「やや満足している」(43.4%)、「満足している」(23.2%)、「わからない」(20.6%)となっています。

「やや満足している」と「満足している」と答えた人を合計した66.6%の人が、ごみ減量や処理の取り組みについて満足しています。

⑩ ごみ減量や処理に関する情報提供の満足度

ごみ減量や処理に関する情報提供の満足度では、「やや満足している」(38.5%)、「わからない」(24.2%)、「満足している」(19.4%)となっています。

「やや満足している」と「満足している」と答えた人を合計した57.9%の人が、ごみ減量や処理に関する情報提供について満足しています。

(2) 大垣市の事業系ごみに関する事業所アンケート調査の結果

令和2年7月に実施した「大垣市の事業系ごみに関する事業所アンケート調査」（回収率54.6%、191事業所。）では、本市のゴミの減量化やリサイクル推進などについて、以下のような認識が示されました。

① 廃棄物管理責任者の設置

廃棄物管理責任者の設置では、「置いていない」（60.2%）、「置いている」（37.2%）となっています。

② ごみ問題への関心

ごみ問題への関心では、「関心がある」（42.9%）、「やや関心がある」（42.9%）、「あまり関心がない」（8.4%）、「わからない」（3.7%）となっています。

「関心がある」と「やや関心がある」と答えた事業所を合計した85.8%の事業所が、ごみの問題について関心があります。

③ 関心の高いごみ問題

関心の高いごみ問題では、「ごみの減量」（104事業所）、「リサイクルの推進」（84事業所）、「プラスチックごみ」（55事業所）となっています。

④ ごみ減量への意識

ごみ減量への意識では、「必要だと思う」（74.9%）、「やや必要だと思う」（12.6%）、「あまり必要だと思わない」（1.0%）、「わからない」（1.0%）となっています。

「必要だと思う」と「やや必要だと思う」と答えた事業所を合計した87.5%の事業所が、ごみの減量は必要だと思っています。

⑤ ごみ減量の取り組み

ごみ減量の取り組みでは、「ペーパーレスなどの推進」（85事業所）、「排出者が持ち帰る（返却する）」（39事業所）、「使い切り、食べ切り」（34事業所）となっています。

⑥ ごみ減量化・リサイクルの問題点

ごみ減量化・リサイクルの問題点では、「ごみの減量化、リサイクル推進に手間がかかる」(59事業所)、「特に問題はない」(48事業所)、「ごみの減量化、リサイクル推進の方法がわからない」(35事業所)となっています。

⑦ 知りたい情報

知りたい情報では、「ごみの減量やリサイクルを進めるための情報」(80事業所)、「収集業者や処理業者に関する情報」(52事業所)、「ごみの分け方や出し方に関する情報」(46事業所)となっています。

⑧ 行政に期待すること

行政に期待することでは、「ごみの減量化、リサイクル事例の紹介」(82事業所)、「事業系ごみの処理手数料の適正化」(47事業所)、「ごみの減量化、リサイクルの啓発指導」(44事業所)となっています。

第3節 ごみ処理の基本的な考え方

1 基本理念

これまで進めてきた循環型社会の形成に向けた取り組みによって、ごみの減量化や資源化が推進され、平成18年3月の1市2町の合併により、一時的にごみの総排出量が増えたものの、その後は減少を続け、最終処分量も減らすことができました。

しかしながら、近年は、ごみの総排出量が上昇傾向にあり、4Rなどのごみの減量化や資源化に向けた取り組みを再度見直していく必要があります。

本市では、平成30年3月に策定した「大垣市未来ビジョン」の廃棄物分野のめざす姿、「廃棄物処理体制の充実やごみ排出の抑制とリサイクル推進、生活排水対策の推進により、ごみが少なく、資源が効率よく循環された、環境にやさしいまち」を、この計画の基本理念とし、その実現のために取り組んでいきます。

2 基本方針

基本理念の実現のため、以下に示す3つの基本方針のもと、それぞれの施策を実行していきます。

(1) 減量化の推進

4 R を推進し、循環型社会の形成に努めます。

(2) 資源化の推進

資源物の効率的な回収に努め、適正な資源化を図ります。

(3) 廃棄物の適正処理

環境・衛生面に留意した収集、処理体制の維持に努めます。

3 視 点

基本理念の実現のため、施策実施に向けて3つの基本方針に対して、持つべき5つの視点を意識し、施策を打ち出していきます。

(1) 4 Rの推進

リデュース（減らす）、リフューズ（断る）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生する）を推進し、環境負荷の低減を図ります。

(2) 市民・事業者との協働

市民、事業者と市が協働し、ごみの減量化や資源化を図ります。

(3) 安定した施設運営と整備

安定した処理ができるよう、整備を実施し、施設運営に努めます。

(4) 伝わる啓発事業

情報提供の対象を明確にし、環境教育や出前講座など、提供方法の多様化やその充実を図ります。

(5) 適正な処理体制

大規模災害への備え、人口減少や処理施設の老朽化など、著しい社会経済情勢の変化にも対応できるよう、処理体制を見直していきます。

4 数値目標

(1) ごみ排出量の削減目標

前計画の数値目標「一人一日当たりのごみ総排出量」は、平成29年度までは減少したものの、その後は徐々に増加し、令和2年度の目標達成は、難しい状況です。

今後は、ごみ排出量が増加傾向で推移することのないよう、実現可能な目標を設定することにより、ごみの減量に努めることとします。

新たな排出抑制の目標は、前計画で定めた「一人一日当たりのごみ総排出量」のほか、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」の目標値にもなっている「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」の3つとします。

- ① 一人一日当たりのごみ総排出量を、令和元年度実績919 g に対し、令和7年度において、約8%削減し、849 g とし、令和12年度において、約9%削減し、833 g とします。
- ② 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を、令和元年度実績464 g に対し、令和7年度において、約9%削減し、422 g とし、令和12年度において、約10%削減し、419 g とします。
- ③ 事業系ごみ排出量を、令和元年度実績21,805 t に対し、令和7年度において、約1%削減し、21,493 t とし、令和12年度において、約2%削減し、21,319 t とします。

(2) 最終処分量の目標

令和元年度における最終処分量は2,579 t であり、前計画の目標値約4,500 t を大きく下回っています。

今後もこの水準を維持するため、同じ目標を定めます。

最終処分量3,000 t 以下を維持します。

4 具体的な取り組み

数値目標を達成するために取り組む施策は、以下のとおりです。

(1) 減量化・資源化推進

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
① 環境イベントやメディア等を利用して4Rを普及啓発します。また、広く啓発する方法等について検討します。	   	○	○	 
② 小中学校と連携して、ごみに関する環境学習の場を提供します。	   	—	—	
③ 出前講座等を継続的に開催します。	   	○	△	 
④ 家庭から排出されるもえるごみの中に多く含まれている「雑がみ」の資源化に努めます。	   	○	△	 
⑤ 資源分別回収の奨励、ダンボールコンポストや生ごみ処理機等の購入を補助します。	   	○	○	 
⑥ 剪定枝粉碎機貸出事業を、継続的に実施します。	   	○	—	 

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
⑦ 奨励金や報償金制度の見直しを検討します。	   	○	—	適
⑧ 事業者から提出された「一般廃棄物減量計画書」や「一般ごみ排出調査票」を精査し、継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。	   	—	○	協 適
⑨ 主に市施設から回収している廃食用油の再生利用事業を継続実施するとともに、一般家庭の廃食用油の回収を検討します。	   	○	○	4R 協
⑩ 草木の資源化方法について、調査・研究を行います。	   	—	○	4R 協
⑪ 地域事務所等で実施している資源ごみの拠点回収について、継続します。	   	○	○	4R 協
⑫ 家庭から排出されるもえるごみの、ごみ質を分析し、資源化など適正処理を啓発します。	   	○	—	協 適
⑬ 食品ロス削減のため、県等の食べ切りネット運動と協力し啓発していきます	   	○	○	4R 伝
⑭ 窓口書類の申請や大型ごみの予約システムを構築し、ペーパーレス化を推進します	   	○	—	4R 協

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
⑮ 生ごみのもうひと搾り運動を啓発します。	   	○	○	協 伝

※ 4R：4Rの推進、協：市民・事業者との協働、安：安定した施設運営と整備、
伝：伝わる啓発事業、適：適正な処理体制

(2) 廃棄物の適正処理

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
① ごみ処理制度の見直しを進めます。	   	○	○	適
② クリーンセンターに搬入される事業系もえるごみの適正な処理手数料について調査・研究します。	   	—	○	適
③ 許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適切な排出事業者には個別指導を実施します。	  	—	○	協 適
④ 事業系ごみのガイドラインを事業所指導時に配布し、活用します。	  	—	○	協 適
⑤ 上石津一般廃棄物最終処分場の「がれき類」受け入れについて、産業廃棄物等の不適正搬入防止策を継続します。	   	○	○	協 適
⑥ 収集運搬経路の確認、交通法規の順守など安全に配慮し、収集運搬体制の効率化に向け研究します。	   	○	○	安 適
⑦ 計画的かつ効果的な修繕や更新を実施することで、クリーンセンターの長寿命化を図ります。	   	○	○	安

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
⑧ 一般廃棄物最終処分場（荒川町）の延命化を図るため、引き続き焼却残渣の資源化等を推進し、埋立処分量の減量に努めるとともに、新たな最終処分場の設置に向けた検討を進めます。	  	○	○	4R 安
⑨ 衛生パトロールについて、不法投棄を抑制するため継続的にパトロールを実施します。	   	○	—	安 適
⑩ ごみステーションでの金属類等の資源物を持ち去る行為について、地域住民と協力して対応します。	  	○	—	安 適
⑪ ごみステーションへの排出が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象にした収集体制を検討します。	  	○	—	協
⑫ 環境負荷の低減を図るため、引き続きごみ発電等によるエネルギーの有効利用を推進します。	   	—	—	安 適
⑬ 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制や処理体制の整備に努めます。	 	○	○	安 適

5 ごみ排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ排出量の将来予測

① ごみ総排出量の将来予測（施策実施後）

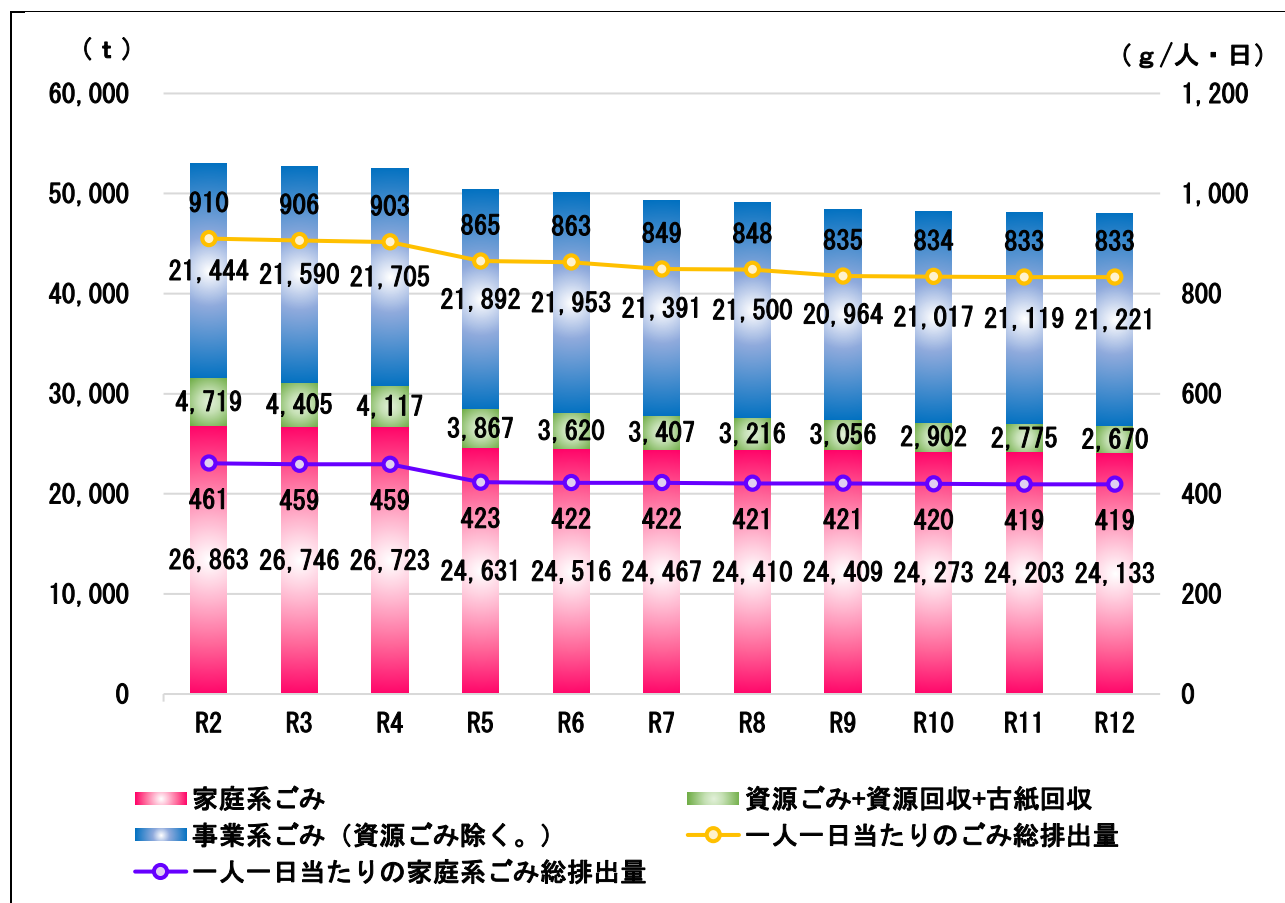
施策実施後のごみ総排出量の見込みは、以下のとおり減少傾向にあります。

〔ごみ総排出量の将来予測（施策実施後）〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計画収集人口（人）	159,649	159,500	159,350	159,200	159,051	158,901
ごみ総排出量（t/年）	53,026	52,740	52,545	50,390	50,089	49,265
家庭系ごみ	26,863	26,746	26,723	24,631	24,516	24,467
資源ごみ＋資源回収＋古紙回収	4,719	4,405	4,117	3,867	3,620	3,407
事業系ごみ（資源ごみ除く。）	21,444	21,590	21,705	21,892	21,953	21,391
一人一日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	910	906	903	865	863	849
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	461	459	459	423	422	422

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
計画収集人口（人）	158,707	158,512	158,318	158,123	157,928
ごみ総排出量（t/年）	49,126	48,429	48,192	48,097	48,024
家庭系ごみ	24,410	24,409	24,273	24,203	24,133
資源ごみ＋資源回収＋古紙回収	3,216	3,056	2,902	2,775	2,670
事業系ごみ（資源ごみ除く。）	21,500	20,964	21,017	21,119	21,221
一人一日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	848	835	834	833	833
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	421	421	420	419	419

〔ごみ総排出量の将来予測の推移（施策実施後）〕



② 資源化量・リサイクル率（施策実施後）

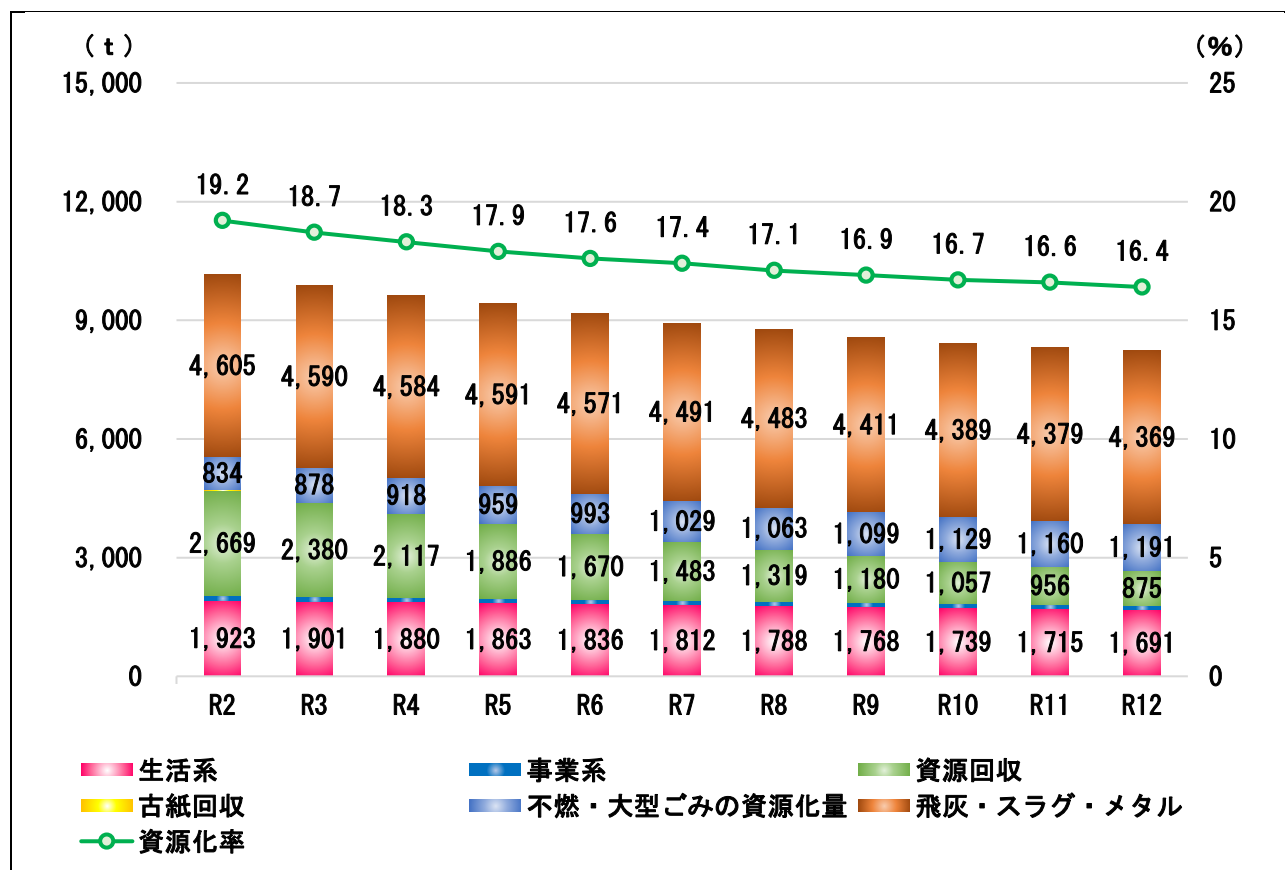
施策実施後の資源化量・リサイクル率の将来予測は、以下のとおり減少傾向にあります。

〔資源化量・リサイクル率の将来予測（施策実施後）〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
処理区域内人口（人）	159,649	159,500	159,350	159,200	159,051	158,901
ごみ総排出量（t/年）	53,026	52,740	52,545	50,390	50,089	49,265
総資源化量	10,158	9,872	9,619	9,418	9,184	8,928
生活系	1,923	1,901	1,880	1,863	1,836	1,812
事業系	110	108	106	105	103	102
資源回収	2,669	2,380	2,117	1,886	1,670	1,483
古紙回収	17	15	14	12	11	10
不燃・大型ごみの資源化量	834	878	918	959	993	1,029
飛灰・スラグ・メタル	4,605	4,590	4,584	4,591	4,571	4,491
リサイクル率（％）	19.2	18.7	18.3	17.9	17.6	17.4

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
処理区域内人口（人）	158,707	158,512	158,318	158,123	157,928
ごみ総排出量（t/年）	49,126	48,429	48,192	48,097	48,024
総資源化量	8,761	8,566	8,420	8,314	8,230
生活系	1,788	1,768	1,739	1,715	1,691
事業系	101	100	99	99	98
資源回収	1,319	1,180	1,057	956	875
古紙回収	9	8	7	6	5
不燃・大型ごみの資源化量	1,063	1,099	1,129	1,160	1,191
飛灰・スラグ・メタル	4,483	4,411	4,389	4,379	4,369
リサイクル率（％）	17.1	16.9	16.7	16.6	16.4

〔資源化量・リサイクル率の将来予測の推移（施策実施後）〕



③ 最終処分量の将来予測（施策実施後）

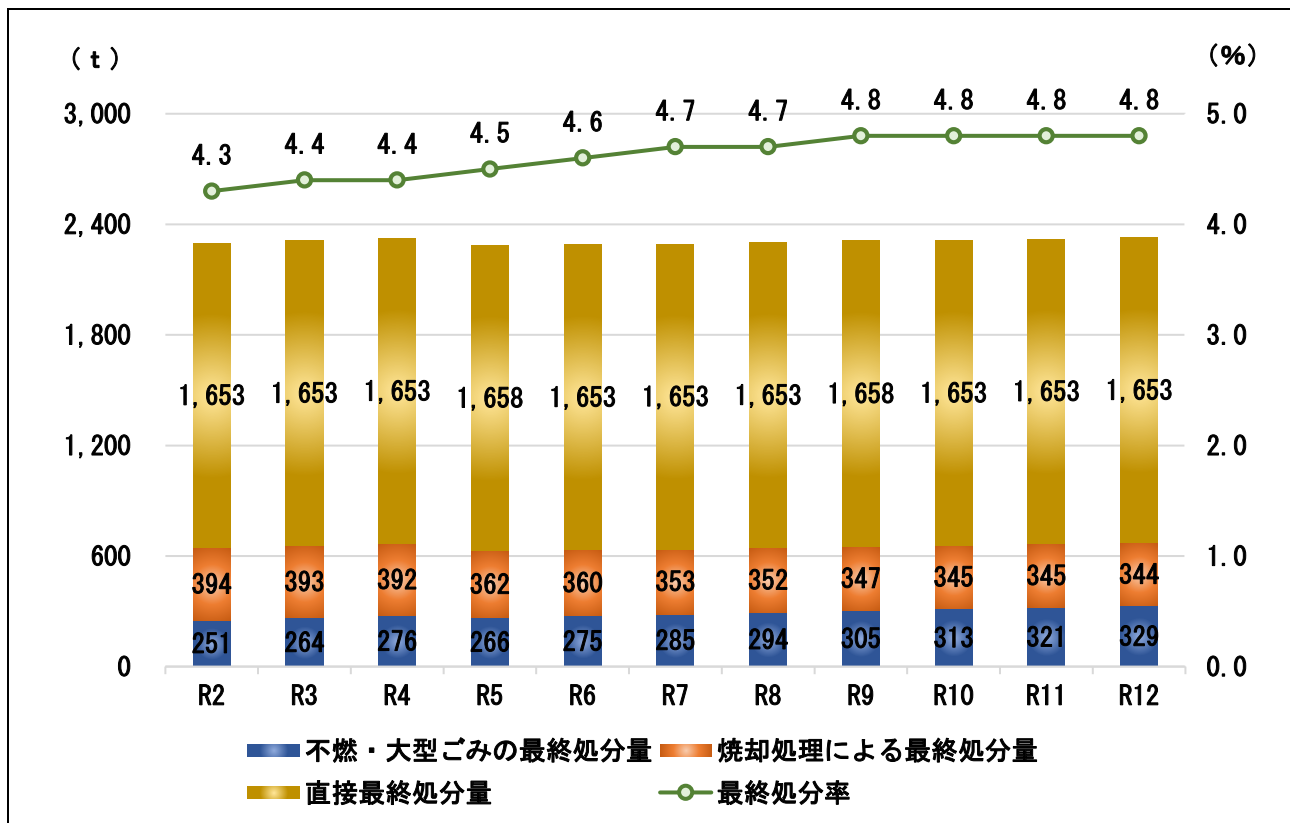
施策実施後の最終処分量は、以下のとおり横ばい傾向にあります。

〔最終処分量の将来予測（施策実施後）〕

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
最終処分量（t/年）	2,298	2,310	2,322	2,285	2,288	2,291
不燃・大型ごみの最終処分量	251	264	276	266	275	285
焼却処理による最終処分量	394	393	392	362	360	353
直接最終処分量	1,653	1,653	1,653	1,658	1,653	1,653
最終処分率（%）	4.3	4.4	4.4	4.5	4.6	4.7

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
最終処分量（t/年）	2,300	2,309	2,311	2,319	2,326
不燃・大型ごみの最終処分量	294	305	313	321	329
焼却処理による最終処分量	352	347	345	345	344
直接最終処分量	1,653	1,658	1,653	1,653	1,653
最終処分率（%）	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8

〔最終処分量の将来予測の推移（施策実施後）〕

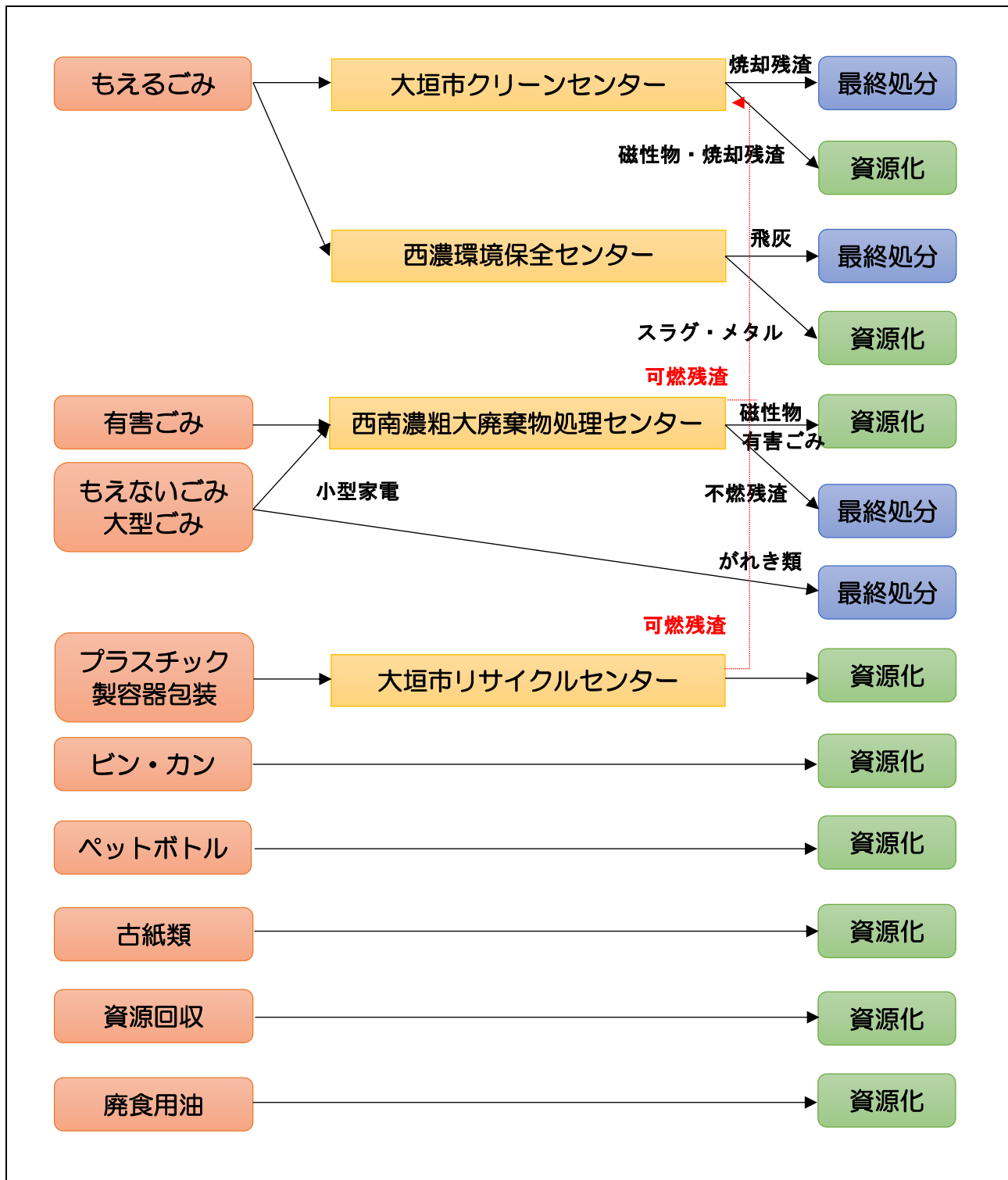


(2) ごみ処理に関する基本的事項

① ごみ処理フロー

本市の令和12年度のごみ処理フローは、以下のとおりです。

〔本市のごみ処理フロー（令和12年度）〕



② 中間処理計画

本市の令和12年度の中間処理の方法は、以下のとおりです。

〔中間処理の方法（令和12年度）〕

項目	処理施設	処理方法
もえるごみ	クリーンセンター	焼却処理
	西濃環境保全センター	
もえないごみ	西南濃粗大廃棄物処理センター	破碎、選別後に、可燃残渣、有価物、不燃残渣に分類し、それぞれ焼却処理、資源化、埋め立て処分
大型ごみ		
有害ごみ		資源再生業者へ引き渡し
資源ごみ		
ビン・カン	—	収集後、資源再生業者へ引き渡し
ペットボトル		減容処理後、資源再生業者へ引き渡し
プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別、圧縮処理後に、成型品、可燃物、不燃物、有価物に分類。成型品及び有価物は資源再生業者に引き渡し、可燃物はクリーンセンターで焼却処理、不燃物は西南濃粗大廃棄物処理センターで処理
古紙類	—	資源再生業者へ引き渡し
小型家電	西南濃粗大廃棄物処理センター	もえないごみの中から抜き出し、西南濃粗大廃棄物処理センターに搬入し、処理又は資源再生業者へ引き渡し
廃食用油	—	資源再生業者へ引き渡し
	—	資源再生業者へ引き渡し

※ 有価物：混入したビン、カン、ペットボトル

③ 収集運搬計画

本市の令和12年度の収集・運搬体制は、以下のとおりです。

〔収集・運搬体制（令和12年度）〕

項目	収集形態	収集頻度	収集方法
もえるごみ	直営・委託	週2回	ステーション
もえないごみ		月1回	
大型ごみ	直営	予約制	戸別回収
有害ごみ	直営・委託	月1回	ステーション
資源ごみ			
ビン	直営・委託	月1回	ステーション
カン	委託		
ペットボトル	委託		
プラスチック製容器包装	直営・委託	月2回	
古紙類	直営	随時	ステーション 拠点回収
小型家電	直営		
廃食用油	委託		

6 市民、事業者、行政の役割分担

廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用を促進するためには、市民や事業者、行政が適切な役割分担のもとで、それぞれが積極的に取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

① 4Rの実践

本市の掲げる4Rを実践し、ごみダイエットを推進します。

〔4Rの実践〕

リデュース（減らす）の実践 商品購入の際、簡易包装化されている商品や詰め替え可能な商品を選択することにより、ごみの排出抑制に取り組めます。 また、生ごみ処理容器やダンボールコンポストを利用する等、積極的に生ごみの減量化に取り組めます。	リフューズ（断る）の実践 自らマイバッグやマイ箸、マイボトル等を持参し、不要な物を断ることに努めます。
リユース（再使用する）の実践 ごみとして排出する時に、修理をして使用する、他の用途に使用する等、再使用することに努めます。	リサイクル（再生する）の実践 再使用できない製品は、資源として適切に分別して排出します。 また、商品購入の際には、環境への負荷の少ない製品や再生品を選択します。

② 分別排出の徹底

市の分別方法に従い、適切に分別して排出します。

③ 資源化の促進

積極的に資源分別回収を実施し、新聞や雑誌、ダンボール、布類等の資源化に努めます。

④ 施策への積極的な協力

行政が実施する廃棄物の排出抑制や循環利用施策に対して、積極的に協力します。

(2) 事業者の役割

① 廃棄物の排出抑制と資源化

ゼロエミッションの理念を目標に、原材料の選択や製造工程の見直し等により、ごみの排出抑制に努めます。

また、排出される廃棄物については、排出者としての責任を持ち、適正な処理をするとともに、分別を徹底し、積極的に資源化することに努めます。

※ ゼロエミッションとは、産業から排出されるすべての廃棄物や副産物を他の産業の資源として活用し、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指すものです。

② 環境に考慮した製品の製造・販売

製品の製造、加工、販売等において、再生資源の積極的な使用、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、リサイクル可能な製品の製造、販売に努めます。

③ 積極的なリサイクル活動の実施

店頭での資源回収や自主的なリサイクル活動に積極的に取り組みます。

④ 環境配慮製品の使用促進

商品購入の際には、使い捨て商品の使用を抑制し、環境への負荷の少ない製品や再生品を選択します。

⑤ 施策への積極的な協力

行政が実施する廃棄物の排出抑制や循環利用施策に対して、積極的に協力します。

(3) 行政の役割

① 適正なごみ処理

効率的かつ環境・衛生面に留意した収集、処理体制の確立に努めます。

② 再生可能な資源の回収

資源物の効率的な回収に努め、適正な資源化を図ります。

また、新たな資源化品目の検討・拡大や市内での拠点回収の充実を図ります。

③ 情報提供・啓発・教育活動

市民や事業者に対するごみの減量化や資源化に関する情報提供を行うとともに、周知・啓発活動を積極的に実施し、4Rを推進します。

また、学校教育等において環境学習の充実を図ります。

④ 環境配慮製品の使用促進

商品購入の際には、使い捨て商品の使用を抑制し、環境への負荷の少ない製品や再生品を選択します。

7 その他ごみ処理に関する必要な事項

(1) 大垣市廃棄物減量等推進審議会

本市における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策を推進するため、大垣市廃棄物減量等推進審議会を適宜開催します。

(2) 災害対策

地震、水害や大型化する台風被害などの大規模災害発生時には、大量のごみ、がれき、し尿等の廃棄物の発生により、環境衛生の悪化、災害復旧の遅延が想定されます。

ごみ、がれき、し尿等の廃棄物の迅速な収集、処理体制を確保するため、「大垣市災害廃棄物処理計画」等に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集・運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行います。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しながら、電力供給や熱供給等の拠点としても活用します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

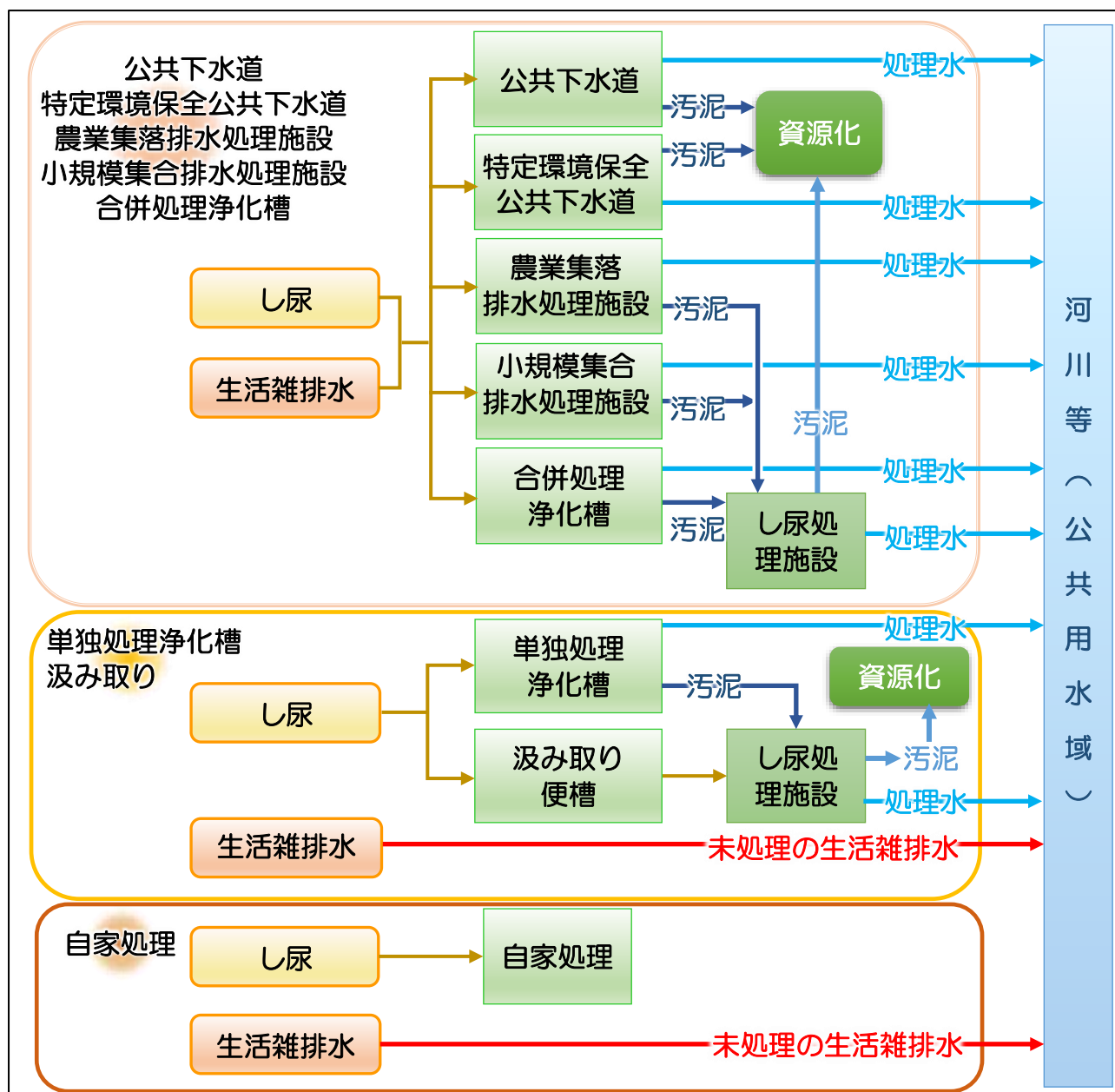
1 生活排水の処理体系

大垣市の生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水をあわせて処理している施設として、集合処理施設である下水道や農業集落排水処理施設等と、個別処理施設である家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約88%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

〔生活排水の処理体系〕



※ 生活雑排水とは、生活排水のうち、し尿を除いたもののことです。

2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、以下のとおりです。

〔生活排水の処理主体〕

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理		
公共下水道	し尿及び生活雑排水	大垣市
特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	大垣市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	大垣市
小規模集合排水処理施設	し尿及び生活雑排水	大垣市
個別処理		
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	大垣衛生施設組合

3 生活排水処理施設

(1) 下水道処理施設

本市では、公共下水道（大垣地域、墨俣地域）と特定環境保全公共下水道（上石津地域）が整備されています。

〔公共下水道事業の概要〕

項目	大垣処理区	平町処理区	墨俣処理区
処理施設	大垣市浄化センター	安八浄化センター	大垣市墨俣浄化センター
排除方式	分流式	分流式	分流式
計画処理人口	約137,900人	200人	約4,600人
計画汚水量 (日最大) (m ³ /日)			
家庭	44,112	安八浄化センターにおいて広域処理	1,465
営業	23,509		293
工場	11,939		9
地下水	13,233		353
計	92,793		2,120
水処理方法	標準活性汚泥法＋凝集剤併用ステップ流入式多段硝化脱窒法		凝集剤併用高度処理オキシデーションディッチ法＋急速ろ過法
汚泥処理方法	分離濃縮→消化→脱水→焼却		汚泥→脱水→場外搬出
処理能力	103,600m ³ /日		2,700m ³ /日
放流先	水門川		市排水路

〔特定環境保全公共下水道事業の概要〕

項目	北部処理区	中部処理区
処理施設	上石津北部浄化センター	上石津中部浄化センター
排除方式	分流式	分流式
計画処理人口	2,060人	1,410人
計画汚水量 (日最大) (m ³ /日)		
家庭	711	486
工場	131	75
地下水	107	73
計	949	634
水処理方法	オキシデーショondiッチ法	オキシデーショondiッチ法
汚泥処理方法	汚泥濃縮→機械脱水→場外搬出	機械脱水→場外搬出
放流先	ぬくい川	鍛冶屋川

(2) 農業集落排水処理施設

本市では、上石津地域において、農業集落排水処理施設が整備されています。

〔農業集落排水処理施設の概要〕

項目	西山処理区	南部処理区
施設名	上石津西山浄化センター	上石津南部浄化センター
計画処理人口	150人	1,770人
計画汚水量	49.5m ³ /日最大	584.1m ³ /日最大
処理能力	40.5m ³ /日平均	478m ³ /日平均
水処理方式	接触ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
污泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出	濃縮→貯留→場外搬出

(3) 小規模集合排水処理施設

本市では、上石津地域において、小規模集合排水処理施設が整備されています。

〔小規模集合排水処理施設の概要〕

項目	平井処理区
施設名	上石津平井処理場
計画処理人口	70人
処理能力	22m ³ /日 平均
水処理方式	沈殿分離＋接触ばっ気方式
汚泥処理方式	沈殿→場外搬出

第2節 生活排水処理の実績

1 生活排水の処理形態別人口

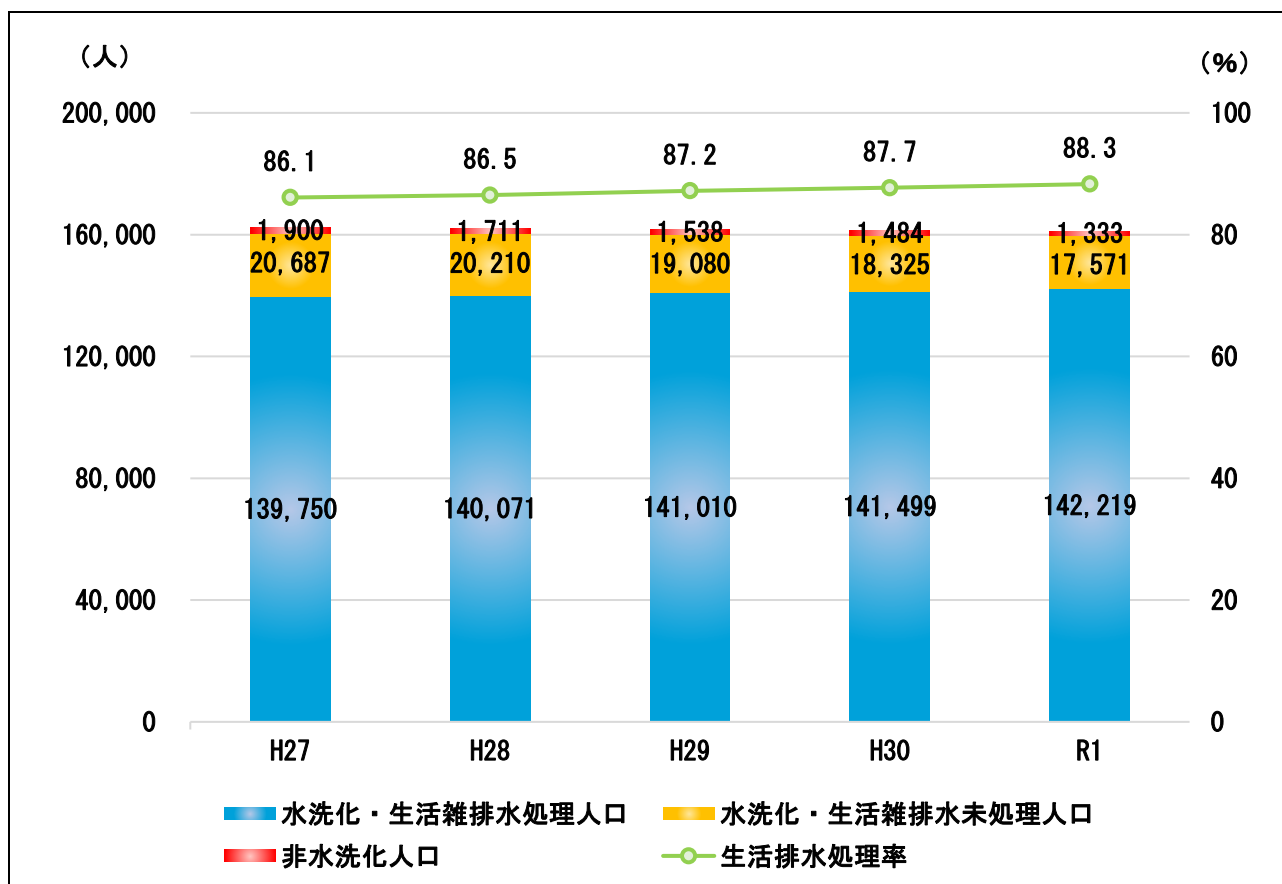
本市の生活排水処理形態別人口は、以下のとおりです。

令和元年度の本市の生活排水処理率は、88.3%となっています。

〔生活排水処理形態別人口〕

区分	実績				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
行政区域人口（人）	162,157	161,992	161,628	161,308	161,123
水洗化・生活雑排水処理人口	139,570	140,071	141,010	141,499	142,219
下水道人口	121,087	121,562	122,471	122,860	123,664
農業集落排水処理施設人口	1,004	1,000	973	969	939
小規模集合排水処理施設人口	45	41	40	42	42
合併処理浄化槽収集人口	17,434	17,468	17,526	17,628	17,574
水洗化・生活雑排水未処理人口	20,687	20,210	19,080	18,325	17,571
単独処理浄化槽収集人口	20,687	20,210	19,080	18,325	17,571
非水洗化人口	1,900	1,711	1,538	1,484	1,333
し尿収集人口（汲み取り便槽）	1,872	1,687	1,517	1,465	1,314
自家処理人口	28	24	21	19	19
生活排水処理率（%）	86.1	86.5	87.2	88.7	88.3

〔生活排水処理形態別人口の推移〕



2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

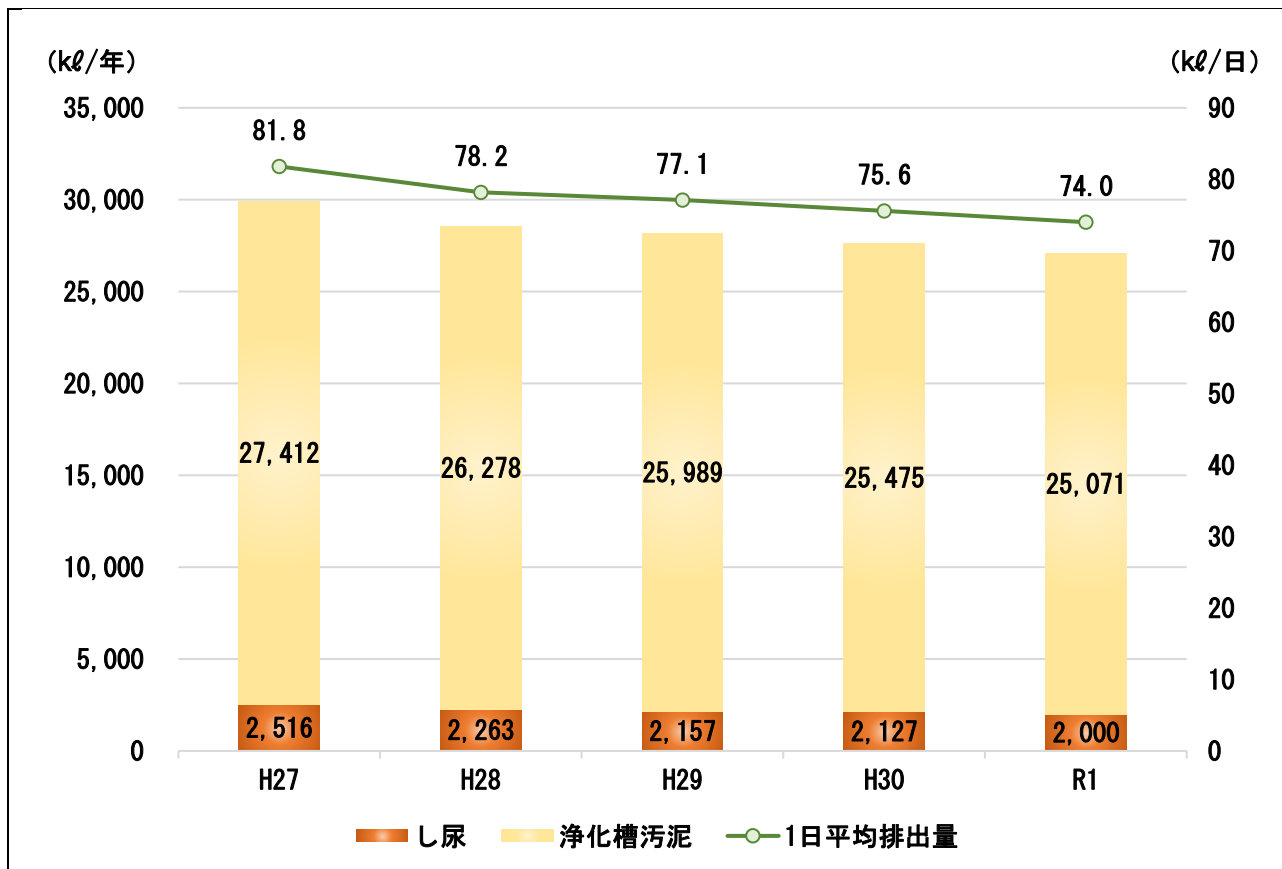
本市のし尿及び浄化槽汚泥排出量は、以下のとおりです。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り人口の減少により、発生量は減少傾向にあります。

〔し尿及び浄化槽汚泥排出量〕

区分	実績				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発生量 (kℓ/年)					
し尿	2,516	2,263	2,157	2,127	2,000
浄化槽汚泥	27,412	26,278	25,989	25,475	25,071
合計	29,928	28,541	28,147	27,602	27,071
一日平均排出量	82	78	77	76	74

〔し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移〕



3 生活排水処理事業の課題

(1) 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は、下水道の整備等により、令和元年度実績では88.3%となっています。

しかしながら、依然として未処理で公共用水域へ排出されている生活雑排水が約12%を占めており、少なからず公共用水域へ影響を与えています。

下水道処理区域では、下水道への転換、それ以外の地域では、合併処理浄化槽への転換を一層誘導していく必要があります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の法定検査について、岐阜県は全国でも受検率の高い地域（11条法定検査受検率：95.8%・平成30年度）です。

しかしながら、依然として浄化槽の3つの義務（保守点検、清掃、法定検査）を行っていない世帯等があります。

こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず、周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

(3) 下水道整備の課題

令和2年3月現在の下水道及び関連施設の普及率は90.2%となっており、今後も計画に基づいた早期整備が必要です。

また、処理区域内の水洗化率は85.7%となっており、さらなる利用促進を図るため、未利用世帯に対して、早期接続を促すことが必要です。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理の課題

下水道整備の進捗に伴い、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少傾向にあります。

また、大垣衛生施設組合の構成市町を含む施設全体の搬入量も年々減少しています。

しかしながら、し尿処理施設である大垣衛生センターは、施設の処理能力（340kℓ/日）に、余裕がないのが現状です。

今後も、下水道整備の進捗や人口減少を踏まえた施設の稼働状況等を想定し、延命化等に向けた将来計画の検討が必要です。

第3節 生活排水処理の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、大垣市エコ水都環境プランにおいて、「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を市の望ましい環境像と定めており、これを実現するためには、生活環境が良好な状態で保たれることが求められています。

河川の生活環境を良好に保つため、生活排水を適正に処理することが重要であり、市民に対しては、生活排水対策の必要性について広く啓発を図る必要があります。

今後は、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会への移行が必要であり、流れる水に清流がよみがえり、ハリヨやホタルなどをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な環境をめざすとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をめざします。

2 基本方針

大垣市エコ水都環境プランでは、生活排水処理に関する基本目標において、「自然とともにいきる快適なまち」を掲げ、「公共下水道の普及促進と下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽への転換の促進」を取り組み事項としています。

この計画においてもこれを踏まえて、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

- (1) 下水道（農業集落排水、小規模集合排水を含む。）計画区域における、下水道の普及拡大
- (2) 下水道計画区域外における、合併処理浄化槽の普及促進
- (3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の普及啓発

3 基本目標

令和12年度における生活排水処理率の目標は、以下のとおりとします。

令和12年度の生活排水処理率を100%とします。

4 生活排水処理率向上のための施策

(1) 整備計画の概要

本市では、下水道や合併処理浄化槽を整備する地域について、経済性や地区の特性等を考慮し、定めてきました。

特に、下水道は、揖斐川流域別下水道整備総合計画との整合を図った下水道等の計画を策定しており、整備も順次進めています。

このため、すでに整備された地区及び計画に定められている地区については、その計画通りとし、それらの施設での処理が困難な地域については、合併処理浄化槽の整備を進めることとします。

(2) 施策の概要

生活排水処理率の向上のための施策は、以下のとおりです。

① 資源化の推進

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
1 し尿処理工程から排出された汚泥などの資源化を進めます。	   	—	○	安 適
2 し渣の焼却処理、処理汚泥の資源化を進めます。	   	—	○	安 適

※ 協：市民・事業者との協働、安：安定した施設運営と整備、伝：伝わる啓発事業、適：適正な処理体制

② 廃棄物の適正処理

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
1 現在の許可制度による適正な収集運搬体制を維持します。	   	—	○	協 適
2 下水道処理区域内の住宅に対し接続を誘導します。	   	○	—	協 適
3 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を誘導します。	   	○	—	協 適
4 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を指導権限のある県や関係業者と連携して行います。	   	—	○	協 適
5 広報おおがきなどにより、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の普及啓発を行います。	   	○	—	伝 適
6 関係機関との調整を図ります。	   	○	○	協 適

第5章 一般廃棄物処理基本計画の推進

第1節 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本市においても低炭素社会、自然共生社会との統合に配慮した取り組みや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本市では、一般廃棄物の収集運搬業務の一部を民間業者に委託し、中間処理及び最終処分を本市や一部事務組合で行っています。

化石燃料使用量の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、ごみの発生抑制や適切な分別を推進していくことにより処理量の低減を進めるとともに、生活排水対策を推進することにより森・川・里・海の自然なつながりを支えています。

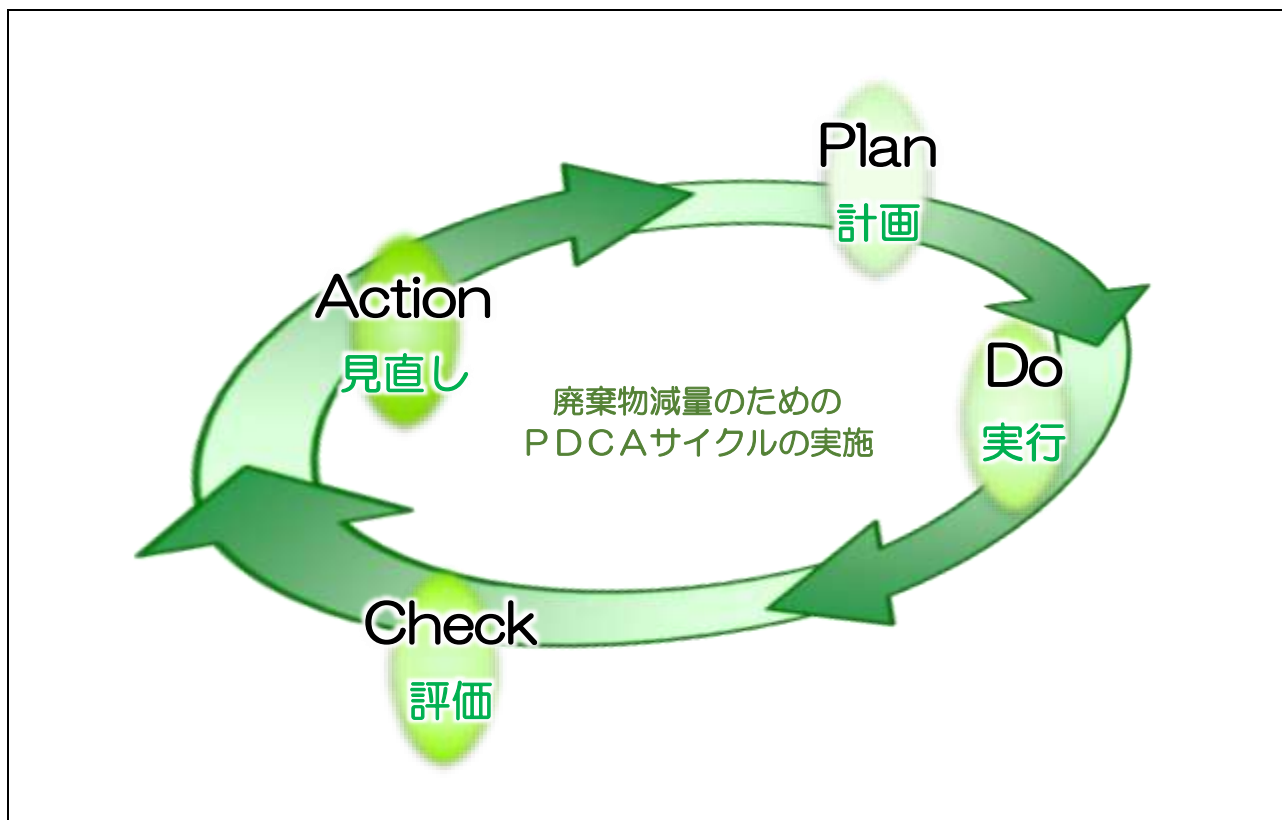
第2節 計画の推進と公表

この計画の推進には、市民や事業者、市の協働が必要です。

市民や事業者の意見・要望を反映させ、この計画を効率的に推進していくため、大垣市廃棄物減量等推進審議会において、進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「評価」(Check)、「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に点検、見直し、評価を実施します。

また、この計画を広く周知するため、広報おおがきや市ホームページ等で公開することにより情報提供を行います。

〔PDCAサイクルのイメージ〕



資 料

1 策定の経過

年月日	項目	内容
令和2年 6月15日	市議会総務環境委員会	・一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨説明
10月13日	令和2年度大垣市廃棄物減量等推進審議会第1回会議	・前年度までの進捗状況の報告 ・一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨説明 ・一般廃棄物処理基本計画（素案）の説明
11月 5日	令和2年度大垣市廃棄物減量等推進審議会第2回会議	・一般廃棄物処理基本計画（素案）の説明
12月14日	市議会総務環境委員会	・一般廃棄物処理基本計画（素案）の報告
令和3年 1月 4日 ～ 1月29日	パブリック・コメント	・一般廃棄物処理基本計画（素案）の意見募集
3月15日	市議会総務環境委員会	・一般廃棄物処理基本計画（案）の報告
3月31日		・一般廃棄物処理基本計画の決定
令和4年10月31日	令和4年度大垣市廃棄物減量等推進審議会第1回会議	・一般廃棄物処理基本計画（変更素案）の説明
12月19日	市議会総務環境委員会	・一般廃棄物処理基本計画（変更素案）の報告
令和5年 1月 4日 ～ 1月31日	パブリック・コメント	・一般廃棄物処理基本計画（変更素案）の意見募集
3月20日	市議会総務環境委員会	・一般廃棄物処理基本計画（変更案）の報告
3月31日		・一般廃棄物処理基本計画の変更決定

2 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、市の区域内における廃棄物の排出の抑制及び適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等並びに生活環境の清潔に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、再生利用等を行うことにより減量に努め、製造、加工、販売等をする製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第3条 市長の諮問に応じて一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項を審議するため、大垣市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者

4 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(一般廃棄物処理計画)

第4条 市長は、廃掃法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定め、その都度告示するものとし、処理実施計画にあつては毎年度初めに告示するものとする。

2 前項の処理実施計画には、一般廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に関する基本的事項を定めるものとする。

3 第1項の規定により告示した処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示するものとする。

(協力義務)

第5条 市内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに分別して各別の容器に収納し、所定の場所に持ち出す等前条の規定により定められた処理計画及び市長の指示する方法に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第6条 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は占有者は、市長の指示に従い、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者又は建設者は、当該建築物又は敷地内にその排出する一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告等)

第7条 市長は、占有者等が第5条の規定に違反していると認めるときは、その占有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、占有者等が前項に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その者の一般廃棄物の処理を拒否することができる。

3 市長は、事業用大規模建築物の所有者、占有者又は建設者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者、占有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、第4条の規定により定められた計画に従い一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）を処理するものとする。

2 市長は、家庭系一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）の処理をできるものとする。

(事業系一般廃棄物の処分承認)

第9条 事業者は、前条第2項に規定する事業系一般廃棄物の処分に関する業務の提供を受けようとするときは、規則で定める場合に限り、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、家庭系一般廃棄物の処分業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 第1項の承認には、期限を付し、又は当該事業系一般廃棄物の処分上必要な条件を付すことができる。

(市が埋立処分する一般廃棄物)

第10条 市が設置した最終処分場で埋立処分することができる家庭系一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の除去に伴うコンクリート、ブロック、石くず等
- (2) その他市長が埋立処分するのに適すると認めたもの

(一般廃棄物と併せて処分する産業廃棄物)

第11条 市長は、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、一般廃棄物に併せて必要と認める産業廃棄物の処分をできるものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物の処分について、第4条に規定する処理計画に含めるものとする。

(市が処分する産業廃棄物)

第12条 廃掃法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて焼却処分することができる産業廃棄物は、可燃性の固形状のもので次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が焼却処分するのに適すると認めたもの

(産業廃棄物の処分承認)

第13条 事業者は、前条に規定する産業廃棄物の処分に関する業務の提供を受けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処分業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 第1項の承認には、期限を付し、又は当該産業廃棄物の処分上必要な条件を付すことができる。

(処理手数料等の徴収)

第14条 市長は、市が行う一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び処分に関し、別表に掲げる廃棄物の種類ごとに同表に定める手数料及び費用を徴収するものとする。

2 前項の手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。

3 市長は、天災その他規則で定める特別な理由があると認めるときは、第1項の手数料及び費用を減免することができる。

(許可申請手数料)

第15条 次の各号に掲げる許可を申請しようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- (1) 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 5,000円
- (2) 廃掃法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 5,000円

(3) 廃掃法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 5,000円

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 5,000円
(報告の徴収)

第16条 市長は、廃掃法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行上必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(一般廃棄物処理施設)

第17条 市は、一般廃棄物を適正に処分するため、次の一般廃棄物処理施設を設置する。

- (1) ごみ焼却施設 大垣市クリーンセンター
所在地 大垣市米野町3丁目1番地1
- (2) リサイクル施設 大垣市リサイクルセンター
所在地 大垣市米野町3丁目1番地1
- (3) 最終処分場
所在地 市長が適当と認める場所

(技術管理者の資格)

第18条 一般廃棄物処理施設における技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第2項に規定する基準に適合する資格を有する者でなければならない。

(罰則)

第19条 詐欺その他の不正行為により、別表に規定する手数料又は費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行し、第15条の規定は、平成6年7月1日以後に処理する一般廃棄物について適用する。

(途中省略)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規

定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日条例第12号）

改正 令和4年9月26日条例第20号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以後に実施するごみの収集、運搬及び処分に係る可燃ごみ処理手数料及び不燃ごみ処理手数料の徴収については、令和4年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和5年3月31日までの間に限り、改正前の第15条第1項の無料可燃ごみ処理券を貼付した袋（45リットル10キログラムまで）については、改正後の別表の市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）とみなす。この場合において、改正前の第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日から令和11年3月31日までの間に限り、施行日前に納付した改正前の別表第1一般廃棄物の処理等手数料の部家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料の款可燃ごみ処理手数料の項及び可燃ごみ処分手数料の項の手数料に係るごみの処理及び処分については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、前項の手数料を納付した者で当該手数料に係るごみの処理及び処分を行っていないものは、市長が別に定める期間に限り、市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）3袋又は市長が指定する可燃ごみ用処理袋（小）5袋の交付を受けることができる。

附 則（令和4年9月26日条例第20号）

3 大垣市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

○ 会 長 菊 本 舞

副会長 杉 田 邦 隆

No.	区分	氏名	備考
1	(1) 学識経験者 (2人)	海 原 康 孝	大垣女子短期大学教授
2		菊 本 舞	岐阜協立大学准教授
3	(2) 企業及び団体 (14人)	杉 田 邦 隆	大垣市連合自治会連絡協議会会長
4		松 本 正 平	大垣市商店街連絡協議会会長
5		三 輪 正 直	大垣商工会議所専務理事
6		衣 斐 潤 一	大垣市資源再利用推進事業会
7		豊 田 和 代	大垣市女性連合会副会長
8		森 陽 子	大垣市生活学校
9		豊 田 充 子	大垣市くらしのセミナー副会長
10		松 口 小夜子	大垣市食生活改善協議会
11		栗 田 千津子	西美濃農業協同組合女性部墨俣支部長
12		西 田 勝 嘉	かがやきクラブ大垣会長
13		衣 斐 輝 臣	大垣市環境市民会議副会長（事業者部会担当）
14		安 井 久 雄	連合岐阜西濃地域協議会コーテック労組 執行委員長
15	(3) 行政機関 (1人)	山 本 浩 星	岐阜県西濃県事務所環境課長
16	(4) 公募市民 (2人)	大 洞 とく枝	公募市民
17		臼 井 博 彦	公募市民

大垣市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 クリーンセンター

岐阜県大垣市米野町3丁目1番地1

電話 (0584) 89-9278